

第2章 地域の概況

第2章 地域の概況

2-1 長野広域連合圏域の概要

長野広域連合(長野地域広域市町村圏)は、長野県の北部に位置し、県全体の11.5%に当たる1,558.39km²の面積を有し、東西約56km、南北約50kmのほぼ円形に包含される地域を圏域とし、人口規模約56万人余を擁する県内最大、全国でも有数規模の広域市町村圏である。

構成市町村は、3市4町2村(長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村及び飯綱町)で構成されており、長野地域(長野市)、須高地域(須坂市、小布施町、高山村)、北部地域(旧豊野町、信濃町、飯綱町、旧戸隠村、旧鬼無里村)、西部地域(旧信州新町、旧中条村、小川村、旧大岡村)、更埴地域(千曲市、坂城町)の5地域に区分されている。

緑豊かな山々と自然の宝庫である高原や、千曲川及び犀川などの水量豊富な河川は、山里の自然環境とともに固有の風土を生み出し、また、それらに育まれた多くの優れた歴史遺産や伝統文化は、本圏域の特色ある産業の基盤にもなっている。

対象事業実施区域を含む、長野地域(長野市)は圏域の中央に位置し、圏域人口の約68%を擁する、政治・経済・文化の中心であり、圏域の都心として主導的な役割を担っている。

対象事業実施区域となる長野市松岡二丁目は長野駅から東南約3.6kmのところの位置しており、長野市の行政区としては大豆島地区に含まれる住宅地、事業場用地を中心とした地域である。本地域では昭和61年から平成16年にかけて松岡土地区画整理事業が実施され、土地区画の整備が行われたことにより住宅及び産業の分野における発展が期待できる地域となっている。また、幹線道路として東外環状線が整備されることから、地域の交通利便性向上により、今後、本圏域の都市機能の一翼を担う地域である。

2-2 社会的状況

社会的状況としての人口分布等の統計的な項目については、長野広域連合圏域の市町村を対象とした。また、対象事業実施区域周辺の状況を把握する項目については、対象事業実施区域周辺において半径 2km の範囲を基本として調査を行った。

2-2-1 人口及び産業の状況

1) 行政区画の状況

本圏域の位置は、図 2-2-1 に示すとおりである。

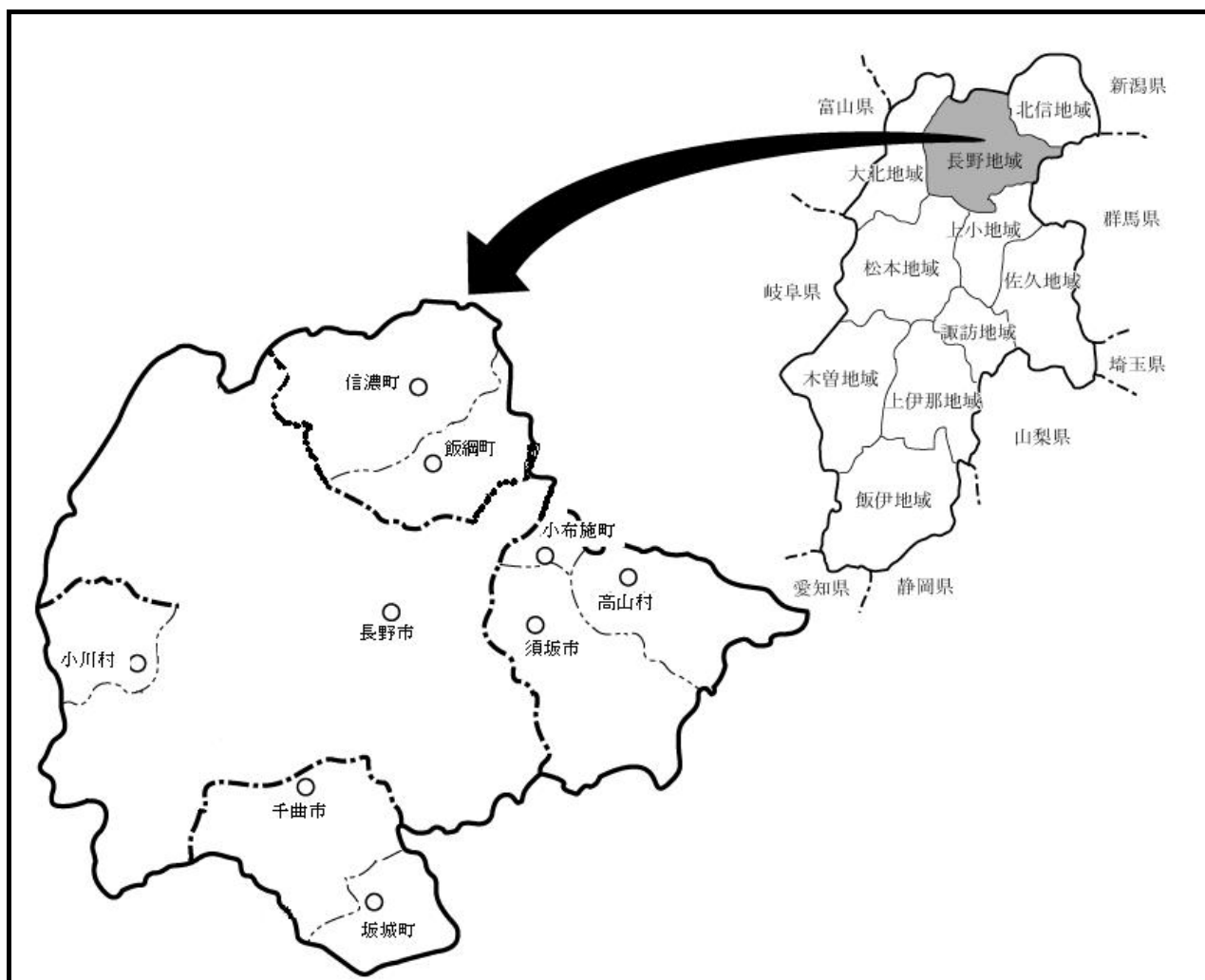


図 2-2-1 本圏域の位置

2) 人口・世帯数の状況

本圏域の人口及び世帯数の推移は、表 2-2-1、表 2-2-2 及び図 2-2-2 に示すとおりで、人口はやや減少、世帯数は増加傾向にある。平成 21 年度における本圏域の人口は約 56 万人、世帯数は約 21 万世帯である。

表 2-2-1 本圏域の人口(人)

市町村	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
長野市	378,512	378,241	378,035	377,169	377,023
信州新町*1	5,535	5,378	5,238	5,136	5,022
中条村*1	2,525	2,471	2,420	2,351	2,282
須坂市	53,668	53,333	53,104	52,895	52,667
千曲市	64,022	63,746	63,379	62,982	62,603
坂城町	16,463	16,404	16,331	16,153	15,903
小布施町	11,477	11,413	11,388	11,241	11,135
信濃町	9,927	9,751	9,608	9,495	9,340
飯綱町	12,504	12,419	12,287	12,122	11,995
小川村	3,371	3,305	3,240	3,140	3,091
高山村	7,654	7,603	7,566	7,539	7,455
圏域全体	565,658	564,064	562,596	560,223	558,516

注：*1 信州新町、中条村は平成 22 年 1 月に長野市と合併した。
(各年 10 月 1 日現在)

出典：毎月人口異動調査結果報告(長野県統計情報データベース)

平成 17 年は国勢調査、平成 18～21 年は平成 17 年を元にした推計人口

表 2-2-2 本圏域の世帯数(世帯)

市町村	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
長野市	141,030	142,515	143,749	144,830	145,935
信州新町*1	2,049	2,046	2,025	2,000	1,979
中条村*1	973	970	955	941	932
須坂市	17,863	17,998	18,182	18,334	18,477
千曲市	21,251	21,446	21,653	21,790	21,849
坂城町	5,542	5,578	5,614	5,583	5,563
小布施町	3,412	3,441	3,483	3,500	3,521
信濃町	3,284	3,288	3,284	3,307	3,293
飯綱町	3,776	3,789	3,824	3,808	3,833
小川村	1,234	1,225	1,220	1,205	1,197
高山村	2,269	2,288	2,291	2,307	2,306
圏域全体	202,683	204,584	206,280	207,605	208,885

注：*1 信州新町、中条村は平成 22 年 1 月に長野市と合併した。
(各年 10 月 1 日現在)

出典：毎月人口異動調査結果報告(長野県統計情報データベース)

平成 17 年は国勢調査、平成 18～21 年は平成 17 年を元にした推計値

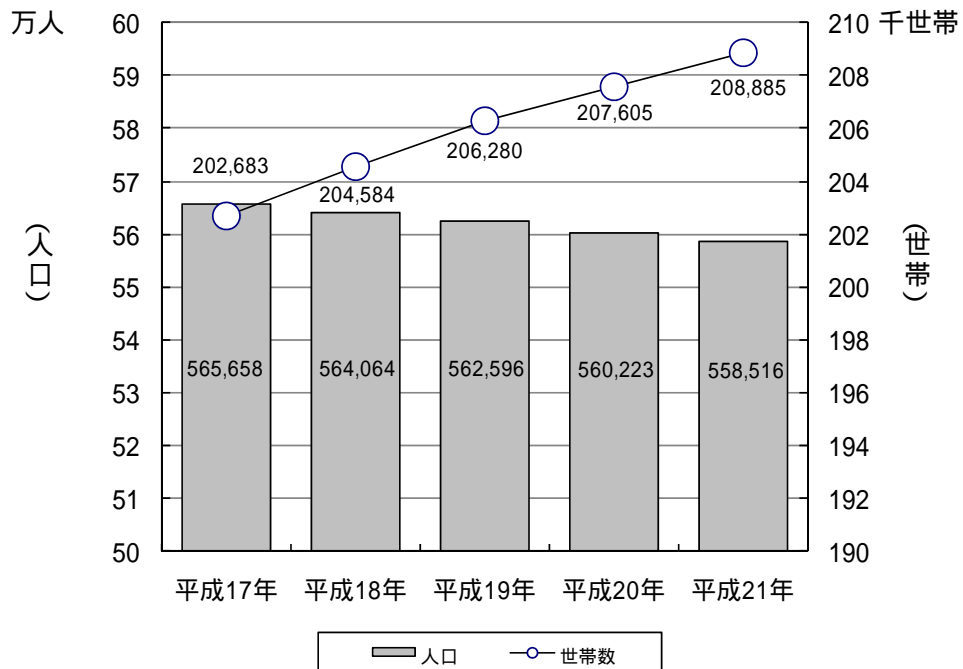


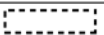

図 2-2-2 人口、世帯数の推移

3) 住宅等の分布

対象事業実施区域周辺の住宅等の分布状況を図 2-2-3 に示す。

対象事業実施区域の北側境界に接する市道松岡南線の北側沿道には、戸建て住宅や 2 階建ての集合住宅等が分布しており、東側には長野市清掃センター、西側は工場、倉庫、駐車場等がある。南側境界の犀川堤防においては市道若里村山堤防線が通過しており、その南側は犀川及び河川敷であるため住宅の分布はない。



凡 例	
	対象事業実施区域
	町丁目界

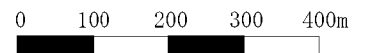


図2-2-3 対象事業実施区域周辺の住宅等分布状況

4) 産業別従業者数の推移

本圏域の産業別従業者数の推移を表 2-2-3 及び表 2-2-4 に示す。サービス業、卸売・小売業などの第3次産業が大きな割合を占めている。

表 2-2-3 産業別(大分類)従業者数の推移

市町村名	年次	就業人口				
		第1次産業	第2次産業	第3次産業	その他	合計
長野市*1	平成17年	16,459	44,748	132,659	5,216	199,082
	平成12年	17,890	55,025	131,302	2,973	207,190
	平成7年	21,239	60,556	129,396	543	211,734
須坂市	平成17年	3,678	9,245	14,985	51	27,959
	平成12年	3,619	11,384	14,421	41	29,465
	平成7年	3,919	11,998	13,902	8	29,827
千曲市*2	平成17年	3,266	11,228	18,188	191	32,873
	平成12年	3,412	12,800	17,889	16	34,117
	平成7年	4,008	13,952	17,215	12	35,187
坂城町	平成17年	856	3,962	3,751	34	8,603
	平成12年	978	4,793	3,541	10	9,322
	平成7年	1,201	5,001	3,374	5	9,581
小布施町	平成17年	1,592	1,865	3,203	15	6,675
	平成12年	1,587	2,149	2,997	5	6,738
	平成7年	1,699	2,277	2,689	2	6,667
飯綱町*3	平成17年	2,005	1,816	3,625	57	7,503
	平成12年	2,040	2,087	3,567	2	7,696
	平成7年	2,238	2,314	3,398	4	7,954
高山村	平成17年	964	1,526	1,933	10	4,433
	平成12年	974	1,829	1,816	8	4,627
	平成7年	1,053	1,855	1,678	3	4,589
信濃町	平成17年	883	1,513	2,891	30	5,317
	平成12年	798	1,863	2,997	2	5,660
	平成7年	923	2,506	3,212	10	6,651
小川村	平成17年	524	513	792	1	1,830
	平成12年	446	692	790	0	1,928
	平成7年	343	983	782	1	2,109
圏域全体	平成17年	30,227	76,416	182,027	5,605	294,275
	平成12年	31,744	92,622	179,320	3,057	306,743
	平成7年	36,623	101,442	175,646	588	314,299

*1～3については調査当時の旧市町村の合計値

*1 旧長野市、大岡村、信州新町、豊野町、牟礼村、戸隠村、鬼無里村、中条村の合計

*2 更埴市、上山田町、戸倉町の合計

*3 牟礼村、三水村の合計

出典：国勢調査各年版

表2-2-4 産業大分類別従業者数

上段:従業者数

下段:構成比率

産業分類		長野市*1	須坂市	千曲市*2	坂城町	小布施町	飯綱町*3	高山村	信濃町	小川村	圏域全体
第1次産業	農業	16,204	3,673	3,251	855	1,592	1,999	960	864	521	29,919
		8.1%	13.1%	9.9%	9.9%	23.9%	26.6%	21.7%	16.2%	28.5%	10.2%
	林業	251	4	14	1	0	6	4	11	3	294
		0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%
	漁業	4	1	1	0	0	0	0	0	8	0
0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%
小計	16,459	3,678	3,266	856	1,592	2,005	964	883	524	30,227	
	8.3%	13.2%	9.9%	10.0%	23.9%	26.7%	21.7%	16.6%	28.6%	10.3%	
第2次産業	鉱業	56	16	8	3	3	2	4	0	1	93
		0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%
	建設業	17,651	2,594	2,702	588	522	690	460	587	256	26,050
		8.9%	9.3%	8.2%	6.8%	7.8%	9.2%	10.4%	11.0%	14.0%	8.9%
	製造業	27,041	6,635	8,518	3,371	1,340	1,124	1,062	926	256	50,273
13.6%		23.7%	25.9%	39.2%	20.1%	15.0%	24.0%	17.4%	14.0%	17.1%	
小計	44,748	9,245	11,228	3,962	1,865	1,816	1,526	1,513	513	76,416	
	22.5%	33.1%	34.2%	46.1%	27.9%	24.2%	34.4%	28.5%	28.0%	26.0%	
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	1,025	98	66	13	10	20	15	19	2	1,268
		0.5%	0.4%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.3%	0.4%	0.1%	0.4%
	運輸・通信業	15,390	1,534	1,782	311	259	330	216	254	68	20,144
		7.7%	5.5%	5.4%	3.6%	3.9%	4.4%	4.9%	4.8%	3.7%	6.8%
	卸売・小売業	36,413	4,238	5,219	1,072	960	886	524	637	219	50,168
		18.3%	15.2%	15.9%	12.5%	14.4%	11.8%	11.8%	12.0%	12.0%	17.0%
	金融・保険業	6,353	541	542	108	120	107	47	41	15	7,874
		3.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.8%	1.4%	1.1%	0.8%	0.8%	2.7%
	不動産業	1,920	135	136	25	20	12	18	23	3	2,292
		1.0%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.4%	0.4%	0.2%	0.8%
サービス業	64,379	7,630	9,609	2,058	1,689	2,033	1,020	1,792	425	90,635	
	32.3%	27.3%	29.2%	23.9%	25.3%	27.1%	23.0%	33.7%	23.2%	30.8%	
公務	7,179	809	834	164	145	237	93	125	60	9,646	
	3.6%	2.9%	2.5%	1.9%	2.2%	3.2%	2.1%	2.4%	3.3%	3.3%	
小計	132,659	14,985	18,188	3,751	3,203	3,625	1,933	2,891	792	182,027	
	66.6%	53.6%	55.3%	43.6%	48.0%	48.3%	43.6%	54.4%	43.3%	61.9%	
その他	5,216	51	191	34	15	57	10	30	1	5,605	
	2.6%	0.2%	0.6%	0.4%	0.2%	0.8%	0.2%	0.6%	0.1%	1.9%	
総計	199,082	27,959	32,873	8,603	6,675	7,503	4,433	5,317	1,830	294,275	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

*1～3については調査当時の旧市町村の合計値

*1 旧長野市、大岡村、信州新町、豊野町、牟礼村、戸隠村、鬼無里村、中条村の合計

*2 更埴市、上山田町、戸倉町の合計

*3 牟礼村、三水村の合計

出典：国勢調査各年版

2-2-2 交通の状況

対象事業実施区域周辺の主な道路及び鉄道の路線図は図 2-2-4 に示すとおりである。

1) 道路

対象事業実施区域周辺の主要道路は、国道 18 号、19 号、117 号、403 号、406 号と主要地方道及び一般県道が縦横に走っている。主な道路交通量は表 2-2-5 に示すとおりである。

対象事業実施区域に最終的にアクセスする道路は、南側の市道若里村山堤防線、北側の市道松岡南線となる。

表 2-2-5 主な道路交通量

番号	路線名	観測地点名	平日 (12 時間) 交通量	休日 (12 時間) 交通量
1	国道 18 号	柳原小島 168-1	24,318	21,308
2	国道 18 号	西和田 441-2	19,816	18,000
3	国道 18 号	高田 1720	18,280	17,622
4	国道 18 号	高田字久保沖	21,823	20,621
5	国道 18 号	稲葉	17,737	15,778
6	国道 18 号	稲葉	5,832	5,638
7	国道 18 号	青木島町大塚 6113	47,146	40,335
8	国道 18 号	青木島町大塚 393-1	38,809	35,988
9	国道 18 号	下布施 1337-1	30,112	28,771
10	国道 19 号	高田 582-1	14,120	10,311
11	国道 19 号	鶴賀 1617-2	20,061	16,568
12	国道 19 号	岡田町 40-3	26,432	23,699
13	国道 19 号	安茂里差出 946-1	15,758	13,142
14	国道 19 号長野南バイパス	川中島町下氷鉦	19,623	19,307
15	国道 117 号	中御所字九反	35,319	27,278
16	国道 117 号	青木島町青木島	38,186	33,955
17	国道 117 号	青木島町大塚	8,661	4,962
18	国道 403 号	若穂川田字瀬在	9,245	5,011
19	国道 403 号	松代町小島田字釜屋北沖	9,532	5,011
20	国道 406 号	鶴賀字流	17,462	—
21	長野菅平線(県道 34 号線)	大豆島中	11,363	9,301

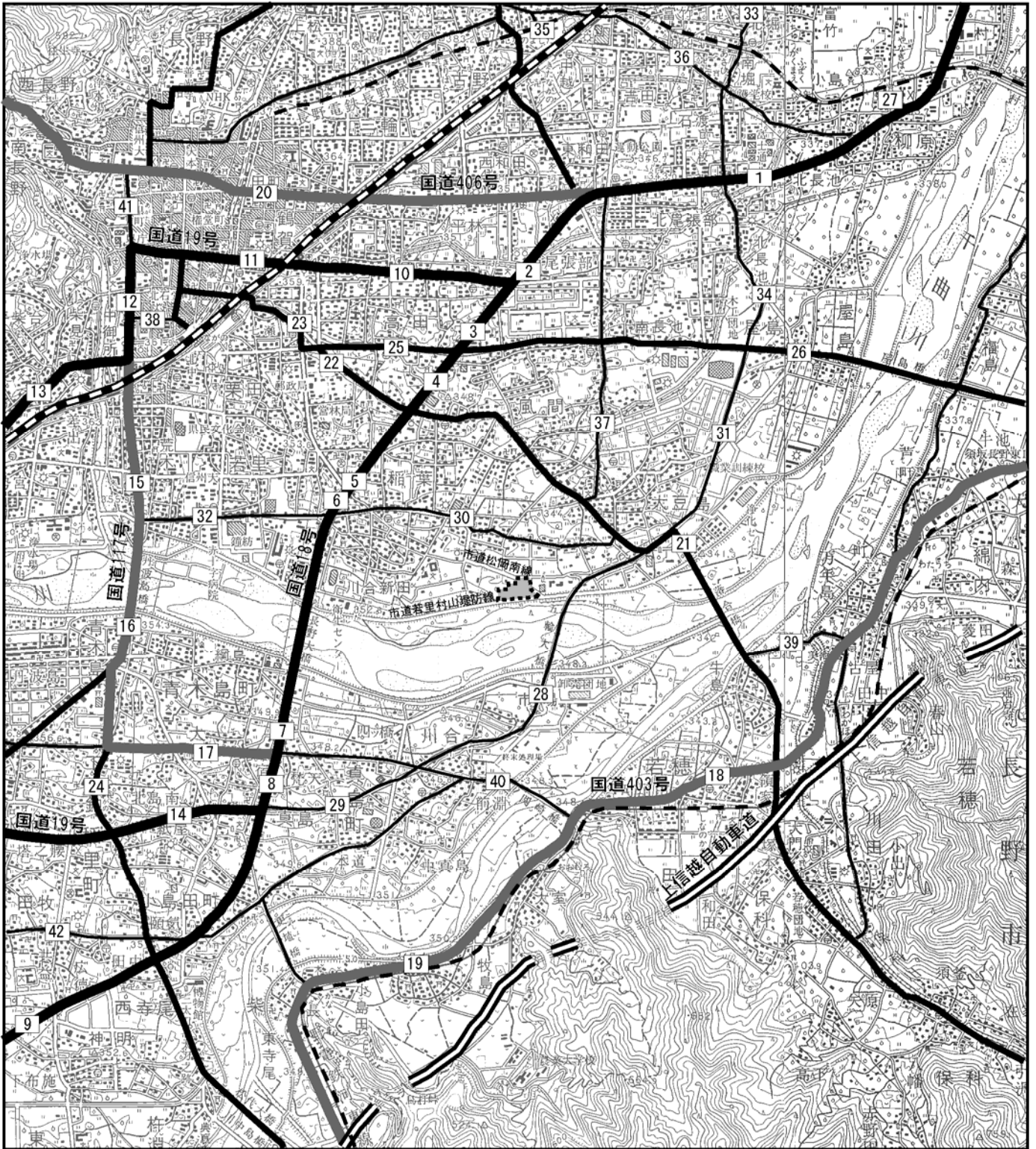
番号	路線名	観測地点名	平日 (12時間) 交通量	休日 (12時間) 交通量
22	長野菅平線(県道 34 号線)	鶴賀七瀬南部	7,518	7,412
23	長野菅平線(県道 34 号線)	鶴賀字東河原	5,102	4,904
24	長野真田線(県道 35 号線)	稲里町下氷鉦	17,982	10,051
25	長野須坂インター線(県道 58 号線)	高田字上高田	15,184	11,982
26	長野須坂インター線(県道 58 号線)	屋島字北長野	26,381	21,558
27	柳原停車場線(県道 370 号線)	—	4,656	4,601
28	三才大豆島中御所線(県道 372 号線)	真島町川合	4,648	3,015
29	三才大豆島中御所線(県道 372 号線)	真島町真島	7,611	5,457
30	三才大豆島中御所線(県道 372 号線)	稲葉字日詰	11,655	8,658
31	三才大豆島中御所線(県道 372 号線)	大豆島中ノ島	15,576	11,455
32	三才大豆島中御所線(県道 372 号線)	若里	14,673	14,367
33	三才大豆島中御所線(県道 372 号線)	富竹 665	6,624	6,973
34	三才大豆島中御所線(県道 372 号線)	稲葉中河原中	7,134	7,841
35	北長野停車場線(県道 373 号線)	—	5,102	4,904
36	北長野停車場中俣線(県道 374 号線)	—	5,102	4,904
37	大豆島吉田線(県道 375 号線)	風間字中下	7,842	7,924
38	長野停車場岡田線(県道 376 号線)	大字中御所岡田	5,980	7,734
39	牛島綿内停車場線(県道 377 号線)	若穂牛島字村北沖	6,240	6,209
40	関崎川中島停車場線(県道 380 号線)	—	2,841	2,403
41	長野豊野線(県道 399 号線)	長野字大門	16,102	5,947
42	川合川中島線(県道 445 号線)	田牧西居帰	4,515	5,921

注：表中の番号は図 2-2-4 に挿入の番号に対応
出典：平成 17 年度道路交通センサス

2) 鉄道

対象事業実施区域周辺には JR 東日本の信越本線及び長野新幹線が南南西から北東に走り、長野電鉄の長野線が西から東に、屋代線が北東から南西に走っている。

対象事業実施区域の最寄り駅は信越本線、長野新幹線及び長野電鉄長野線においては長野駅(北東約 4km)、長野電鉄屋代線においては信濃川田駅(南西約 2km)である。



凡 例	
	対象事業実施区域
	高速自動車国道
	一般国道（指定区間）
	一般国道（指定区間外）
	主要地方道
	一般県道
	交通量観測地点（表中の番号に対応）
	JR線（北陸新幹線・信越本線）
	長野電鉄線

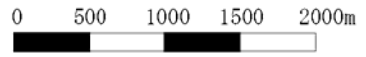


図2-2-4 道路及び鉄道路線図

2-2-3 土地利用の状況

1) 土地利用

本圏域の土地利用状況は、表 2-2-6 に示すとおりで山林及び畑が多くを占めている。

なお、対象事業実施区域及びその周辺の土地利用状況は、図 2-2-5 に示すとおりである。

対象事業実施区域内南側の公共施設用地には屋内プール等を備えた「サンマリーンながの」が立地し、北側は公共空地となっている。

また、対象事業実施区域周辺の北側は、住宅用地及び畑が混在し、東側は長野市清掃センターの公共施設用地がある。西側は商業用地、工業用地、畑が混在し、南側は犀川の河川区域であり、土地利用区分はその他自然地として分類されている。

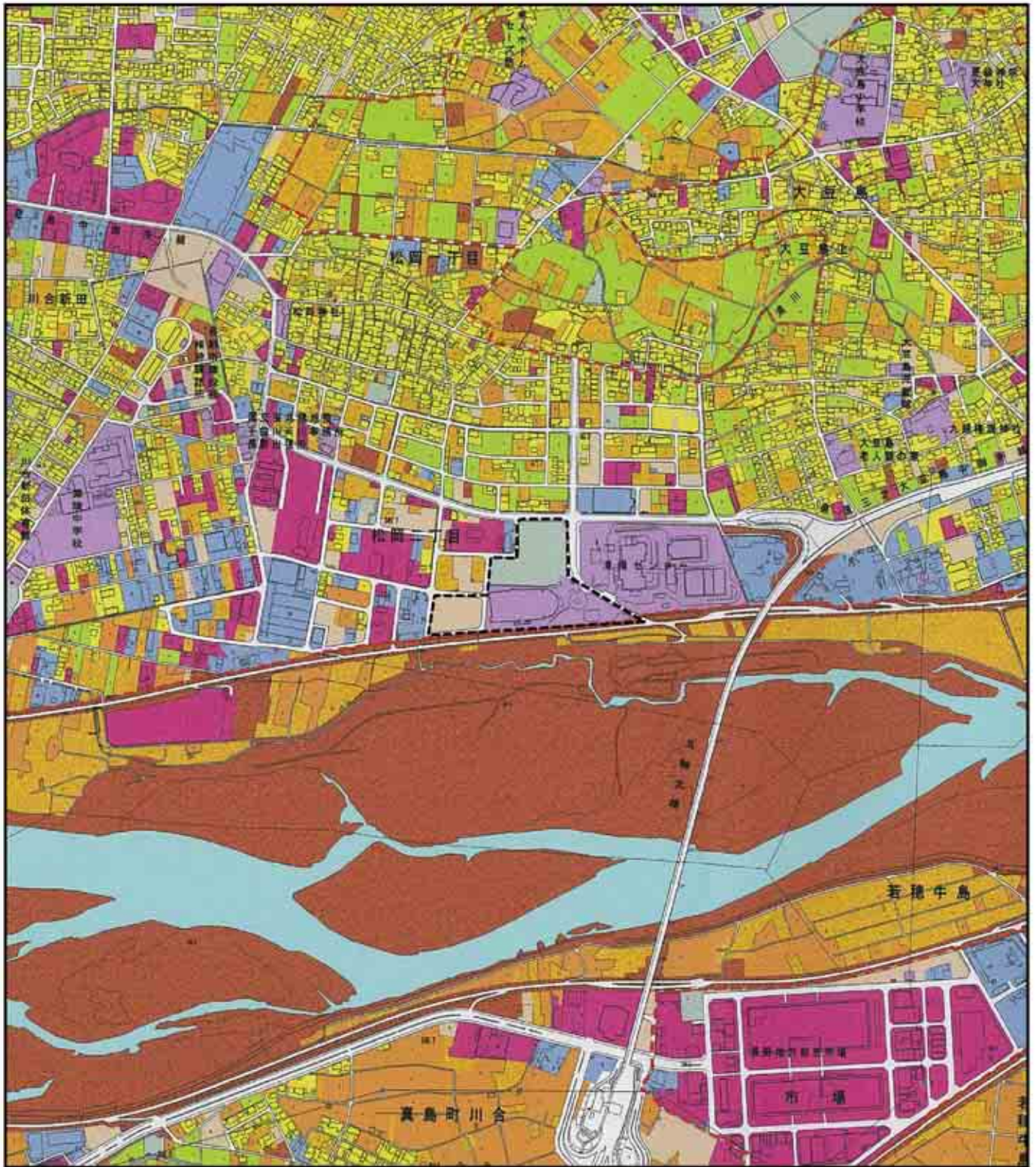
表 2-2-6 地目別土地利用状況

(平成 21 年 1 月 1 日現在)

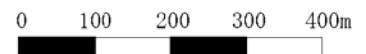
市町村名	総面積 km ²	田 千m ²	畑 千m ²	宅地 千m ²	鉱泉地 千m ²	池沼 千m ²	山林 千m ²	牧場 千m ²	原野 千m ²	その他 千m ²
長野市	730.83	38,012	78,454	61,919	0	325	323,289	0	68,366	160,446
須坂市	149.84	3,407	19,289	9,377	0	52	40,059	0	609	77,046
千曲市	119.84	10,033	11,963	12,537	1	206	44,774	0	6,343	33,983
坂城町	53.64	2,459	5,965	3,956	0	4	14,210	0	10,230	16,815
小布施町	19.07	2,017	6,245	2,065	0	0	1,048	0	294	7,400
高山村	98.50	1,932	6,650	2,007	0	0	24,488	1,706	28,255	33,461
信州新町	70.73	2,031	10,592	1,582	0	13	21,587	8	11,085	23,831
信濃町	149.27	10,716	7,094	5,324	0	4,586	91,725	353	7,725	21,747
飯綱町	75.31	9,343	12,246	4,920	0	331	29,500	0	3,816	15,153
小川村	58.07	1,584	6,954	1,227	0	25	26,998	0	8,674	12,608
中条村	33.29	735	4,487	962	0	30	18,278	0	1,977	6,821
圏域全体	1558.39	82,269	169,939	105,876	1	5,572	635,956	2,067	147,374	409,311

注：鬼無里村、戸隠村、大岡村、豊野町は平成 17 年に長野市に編入、同じく牟礼村と三水村は飯綱町として合体。

出典：長野県統計年報（平成 23 年 2 月）



凡 例			
	対象事業実施区域		住宅用地
	都市計画区域境界		商業用地
	田		工業用地
	畑		公共施設用地
	樹園地		道路用地
	水面		公共空地
	その他自然地		その他空地



出典：平成20年版 土地利用現況図 長野市都市計画課

図2-2-5 対象事業実施区域周辺の土地利用状況

2) 都市計画区域

対象事業実施区域となる長野市の都市計画区域及び用途地域の指定状況を表 2-2-7 に、対象事業実施区域周辺の用途地域指定状況図を図 2-2-6 に示す。

市道松岡南線と市道若里村山堤防線に挟まれた対象事業実施区域を含む範囲は、工業地域に指定されている。

なお、市道松岡南線の道路沿道は第 2 種住居地域、さらにその北側は第 2 種中高層住居専用地域に指定されている。

対象事業実施区域周辺の風致地区については、西側約 4km に裾花風致地区（第 2 種）が指定されているが、2km 圏内には指定されていない。

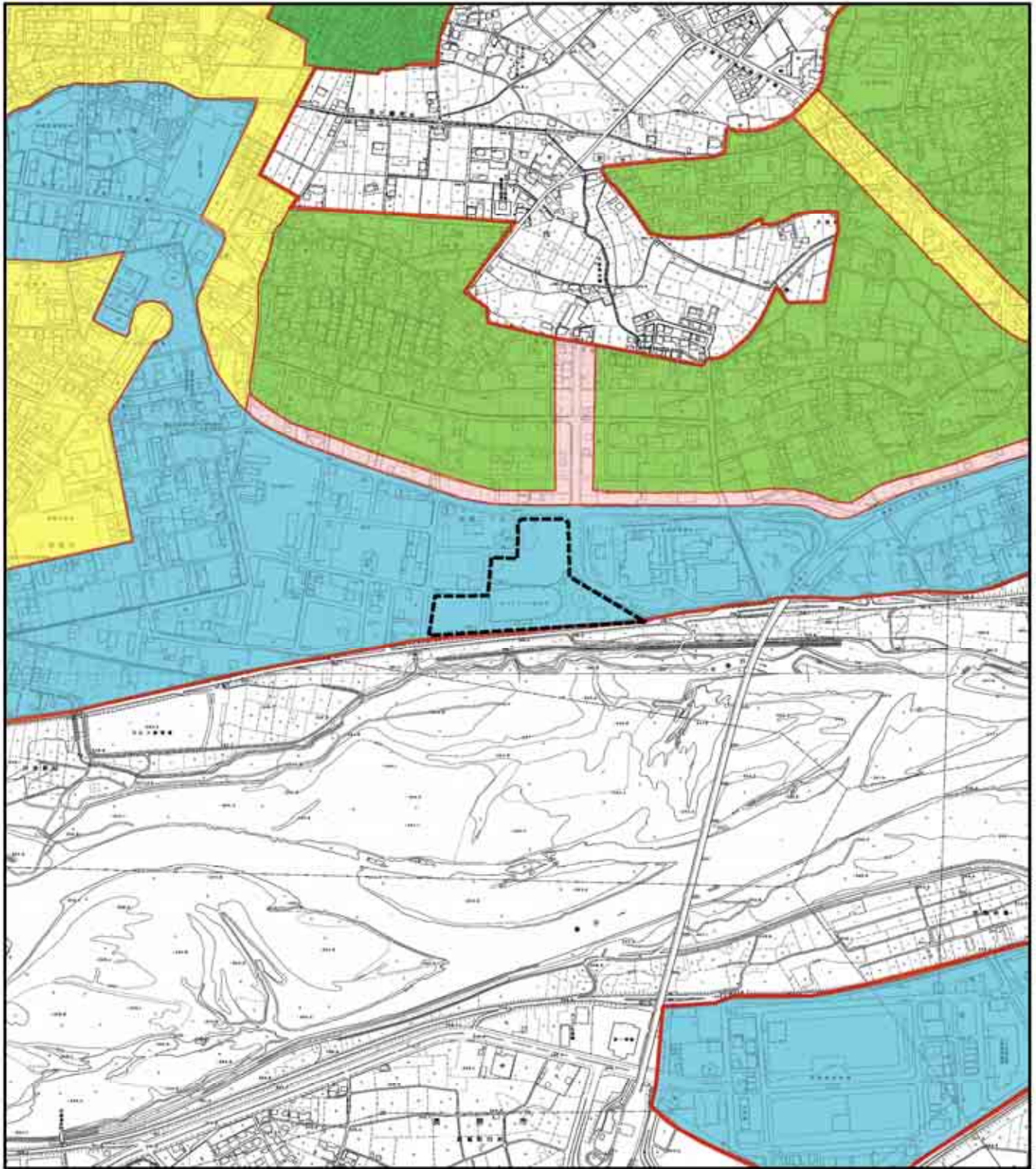
対象事業実施区域近隣区域においては、松岡土地区画整理事業区域があり、また、都市施設として長野市清掃センターが都市計画決定（平成 15 年 6 月 9 日）されている。








表 2-2-7 都市計画区域等面積

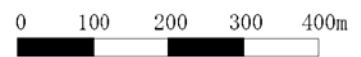
平成 21 年 4 月 1 日現在 単位：ha

項目		対象面積
都市計画区域面積		20,161
用途地域面積	市街化区域面積	5,935
	第 1 種低層住居専用地域	1,089
	第 2 種低層住居専用地域	0
	第 1 種中高層住居専用地域	507
	第 2 種中高層住居専用地域	659
	第 1 種住居地域	1,756
	第 2 種住居地域	264
	準住居地域	100
	近隣商業地域	183
	商業地域	231
	準工業地域	649
	工業地域	436
	工業専用地域	61
	市街化調整区域	

出典：長野市統計書 平成 21 年版



凡 例	
	対象事業実施区域
	市街化区域
	第1種低層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	工業地域



出典：長野市行政地図情報—都市計画図—平成22年11月1日現在

図2-2-6 対象事業実施区域周辺の用途地域指定状況

2-2-4 環境保全についての配慮が必要な施設の状況

学校教育法に規定する学校、児童福祉法に規定する保育所（保育園）、医療法に規定する病院及び診療所、老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム等については、事業を行うことでの影響が考えられることから、環境保全について配慮が必要である。

対象事業実施区域周辺の半径 2km 圏内における環境保全に配慮が必要な施設の一覧は、表 2-2-8 から表 2-2-11 に示すとおりであり、その位置を図 2-2-7 に示す。なお、図書館は存在しない。

1) 学校

調査範囲に存在する幼稚園、小学校、中学校、高等学校は表 2-2-8 に示すとおりである。なお、大学・短期大学、養護・盲・聾学校及び専門学校は存在しない。

表 2-2-8 幼稚園・学校

No	名 称	所 在 地
1	大豆島小学校	大豆島
2	犀陵中学校	川合新田
3	文化女子大付属長野高等学校 文化女子大付属長野専門学校	稲葉
4	緑が丘小学校	高田
5	信濃ひまわり幼稚園	大豆島

2) 保育所

調査範囲に存在する保育所は表 2-2-9 に示すとおりである。

表 2-2-9 保育所

No	名 称	所 在 地
1	大豆島保育園	大豆島
2	風間保育園	風間

3) 病院及び診療所

調査範囲に存在する病院及び診療所は表 2-2-10 及び図 2-2-7 に示すとおりである。

表 2-2-10 病院及び診療所

No	名 称	所 在 地	No	名 称	所 在 地
1	池田眼科	松岡 2 丁目	8	荒井内科小児科医院	稲葉
2	芦沢胃腸科外科	大豆島	9	やざわ歯科	稲葉日詰沖
3	倉田歯科	大豆島	10	笠原歯科医院	稲葉母袋沖
4	村井産婦人科	大豆島	11	児玉医院	稲葉
5	高橋内科	風間芹土	12	風間歯科	風間
6	やちやま耳鼻咽喉科医院	風間中河原	13	宮沢歯科	風間
7	中村歯科クリニック	稲葉日詰沖	14	児島医院	大豆島

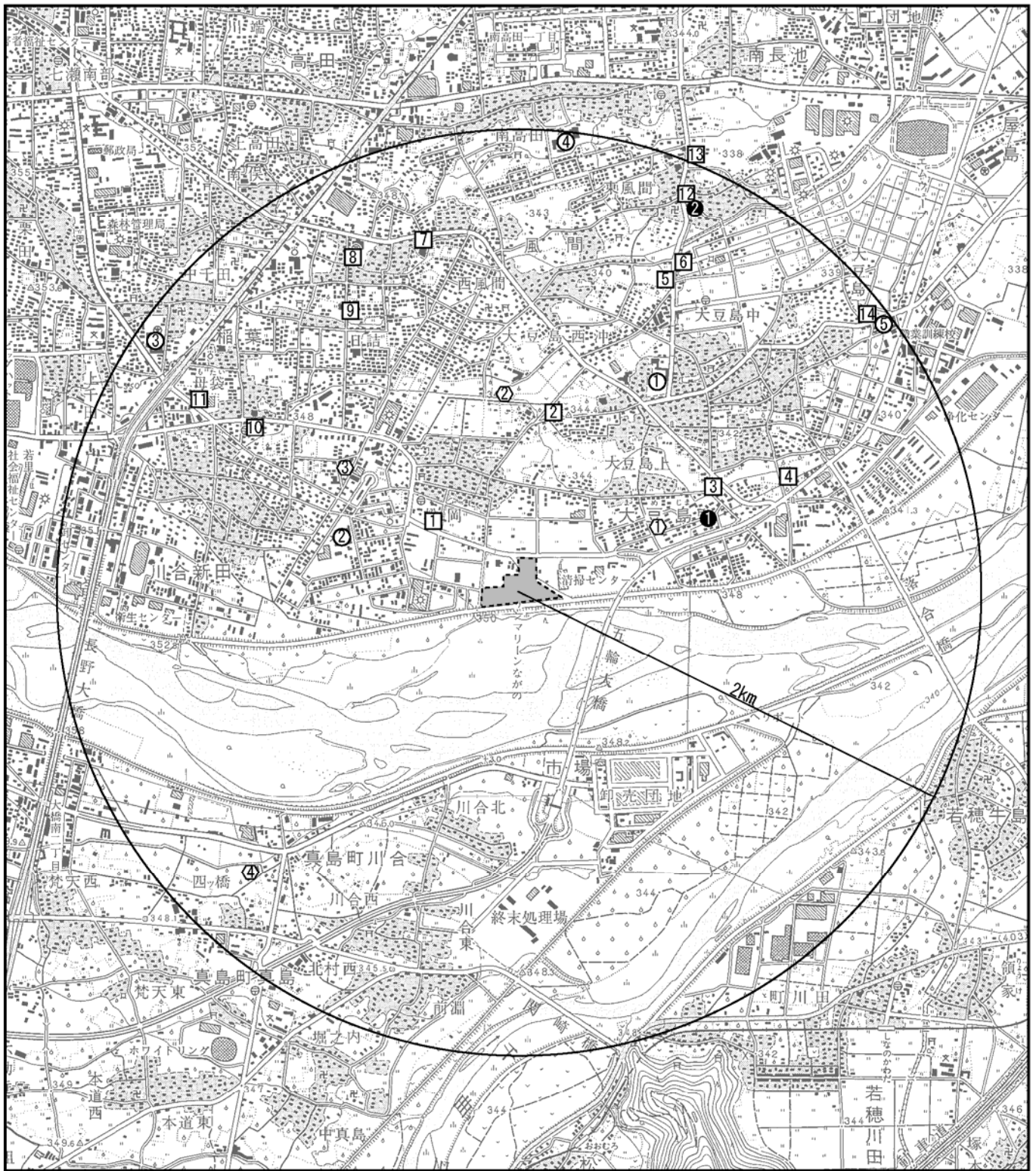
出典：長野市行政地図情報－医療機関－

4) 特別養護老人ホーム等

調査範囲に存在する特別養護老人ホーム等は表 2-2-11 に示すとおりである。

表 2-2-11 特別養護老人ホーム

No	名 称	所 在 地
1	大豆島老人憩の家	大豆島
2	フランセーズ悠	大豆島
3	いなばデイサービスセンター	稲葉
4	在宅介護支援センター インターコート藤	青木島町綱島



凡 例	
	対象事業実施区域
	学 校
	保 育 所
	病院及び診療所
	特別養護老人ホーム等

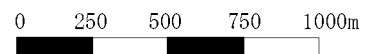


図2-2-7 対象事業実施区域2km圏内に存在する学校等の配慮が必要な施設

2-2-5 水域の利用状況

1) 河川及び地下水の利用状況

対象事業実施区域の南側に一級河川犀川がある。

犀川は北アルプス南部の槍ヶ岳を源流とし、上高地から松本盆地、筑摩山地を流れ下り、対象事業実施区域の約 1.5km 東側の落合橋付近で千曲川に合流する。

犀川は長野市の水道水源として利用されているほか、内水面漁業権が設定されている。

また、犀川及び千曲川の周辺部においては、伏流水が豊富であり地下水の利用がされている。

(1) 水道水源としての利用状況

長野広域連合圏域の利水状況は、表 2-2-12～15 に示すとおりである。

対象事業実施区域は長野市水道事業区域に該当し、その水源及び水道施設は図 2-2-8(1) に示すとおりであり、対象事業実施区域の西側約 4.5km に犀川を水源とする犀川浄水場、西側約 1.5km に伏流水（地下水）を水源とする川合新田水源があり、水道水源として利用されている。

表 2-2-12 上水の利水状況（給水人口・普及率）

事業主体	最終認可 年月日	給水人口(人)			普及率
		計画	給水 区域内	現在	
長野県*1	H7. 4. 28	202, 000	193, 741	186, 623	96. 3
長野市	H21. 3. 31	270, 300	269, 226	266, 381	98. 9
須坂市	H20. 10. 27	56, 300	51, 366	51, 357	100. 0
千曲市	H5. 11. 5	7, 100	5, 788	5, 788	100. 0
小布施町	H6. 3. 29	14, 700	11, 156	11, 153	100. 0
高山村	H12. 3. 28	6, 370	5, 387	5, 387	100. 0
信濃町	H14. 3. 27	10, 200	8, 943	8, 855	99. 0
飯綱町（牟礼地区）	H20. 3. 10	7, 460	7, 017	6, 958	99. 2
飯綱町（三水地区）	H10. 8. 27	6, 000	4, 996	4, 990	99. 9
計		580, 430	557, 620	547, 492	98. 2

表 2-2-13 上水の利水状況（取水状況）

事業主体	年間取水実績(千 m ³)							浄水 受水	計
	地 表 水			地 下 水					
	ダム	湖沼水	河川水	伏流水	浅井戸水	深井戸水	湧水		
長野県*1			13, 370			9, 638			23, 008
長野市	18, 405		2, 539	3, 657	2, 504	8, 729	387		36, 221
須坂市	1, 928		1, 267	1, 259		3, 316	476		8, 246
千曲市			450			41	300	80	871
小布施町						1, 440			1, 440
高山村			340			41	390		771
信濃町			47	49		583	805		1, 484
飯綱町（牟礼地区）				333		649			982
飯綱町（三水地区）			437			197			634
計	20, 333	0	18, 450	5, 298	2, 504	24, 634	2, 358	80	73, 657

*1 長野市（篠ノ井地区・川中島地区・更北地区及び信更地区の一部）、上田市（塩田及び川西地区の一部）、千曲市（桑原及び八幡地区を除く。）、坂城町の3市1町へ給水（平成21年3月31日現在）

出典：平成20年度 長野県の水道（平成21年3月31日現在）

表 2-2-14 簡易水道の利水状況

市町村	事業名	経営主体種別	給水人口(人)		給水区域 内人口 (人)	給水 普及率(%)	年間取水量(m ³)					その他 (湧水等)	計
			計画	現在			地表水		地下水				
							ダム	河川水 (自流)	伏流水	浅井戸水	深井戸水		
長野市	寺町北部	住民組合営	370	260	260	100.0	0	0	0	0	31,500	0	31,500
長野市	大岡	市営	1,930	1,288	1,314	98.0	31,313	0	0	0	20,994	110,060	162,367
長野市	聖山高原	市営	4,600	5	5	100.0	0	0	0	0	44,037	0	44,037
長野市	たら原	市営	900	3	3	100.0	0	0	0	0	10,896	0	10,896
長野市	越水	市営	420	107	107	100.0	0	0	0	0	55,521	0	55,521
長野市	宝光社	市営	760	387	387	100.0	0	0	0	0	0	71,265	71,265
長野市	上野	市営	1,440	1,257	1,257	100.0	0	0	0	51,565	89,750	9,020	150,335
長野市	下祖山	市営	270	187	187	100.0	0	0	0	0	15,499	12,089	27,588
長野市	南部	市営	250	160	160	100.0	0	0	0	0	0	14,351	14,351
長野市	西	市営	2,350	1,633	1,675	97.5	0	137,542	3,583	0	53,942	3,981	199,048
長野市	中社	住民組合営	900	573	573	100.0	0	0	91,725	0	0	0	91,725
長野市	鬼無里	市営	2,550	1,770	1,797	98.5	0	39,590	2,500	0	0	174,413	214,003
須坂市	峰の原	市営	1,060	159	159	100.0	0	216,338	0	0	36,814	25,185	278,337
須坂市	菅平グリーン別荘地	私営	600	40	40	100.0	0	0	0	0	15,400	0	15,400
須坂市	峰の原分譲地	私営	800	8	8	100.0	0	0	0	0	4,500	0	4,500
千曲市	大田原	市営	310	174	174	100.0	0	18,311	0	0	0	0	18,311
千曲市	樺平	市営	1,250	0	0	0.0	0	0	0	0	4,000	7,000	11,000
千曲市	桑原	市営	2,160	1,685	1,685	100.0	0	224,800	0	0	0	0	224,800
千曲市	千曲高原	私営	150	46	46	100.0	0	0	0	0	0	23,000	23,000
坂城町	網掛	住民組合営	200	160	160	100.0	0	0	10,950	0	0	0	10,950
高山村	山田	村営	2,600	2,065	2,065	100.0	0	165,775	0	0	133,669	221,217	520,661
信州新町	信州新町	町営	4,350	3,743	3,819	98.0	0	0	0	526,796	0	11,981	538,777
信州新町	牧田中	町営	250	170	170	100.0	0	0	0	0	0	16,426	16,426
信州新町	鹿道	町営	150	65	66	98.5	0	0	5,559	0	0	0	5,559
信州新町	日名	町営	350	112	112	100.0	0	0	12,404	0	0	0	12,404
信州新町	置原	町営	180	38	38	100.0	0	0	2,593	0	0	0	2,593
信州新町	橋木	町営	180	55	55	100.0	0	0	18,287	0	0	0	18,287
信州新町	南部	町営	210	91	93	97.8	0	0	0	0	0	6,933	6,933
信州新町	塩本	町営	300	90	90	100.0	0	0	0	0	0	5,950	5,950
信州新町	左右	町営	150	41	41	100.0	0	0	0	0	0	6,085	6,085
信濃町	古海	町営	500	259	261	99.2	0	0	0	0	0	30,831	30,831
信濃町	菅川	町営	130	58	58	100.0	0	0	0	0	0	5,545	5,545
信濃町	野尻湖高原緑の村	私営	2,010	18	18	100.0	0	0	0	0	53,642	0	53,642
信濃町	美山郷別荘団地	住民組合営	3,400	10	10	100.0	0	0	0	0	44,500	0	44,500
信濃町	斑尾東急リゾート	私営	750	95	95	100.0	0	0	0	0	88,353	101,038	189,391
飯綱町	飯綱サニーハイランド	私営	1,600	0	358	0.0	0	0	0	0	3,842	0	3,842
飯綱町	アゼリア別荘分譲地	私営	1,000	17	17	100.0	0	0	0	0	7,300	0	7,300
飯綱町	飯綱傘礼エコランド	私営	500	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0
小川村	小川村	村営	4,120	3,057	3,086	99.1	0	431,610	0	0	0	52,455	484,065
中条村	中条村	村営	2,370	2,239	2,301	97.3	0	304,423	0	0	0	79,409	383,832
計			48,370	22,125	22,750	97.3	31,313	1,538,389	145,101	578,361	714,159	988,234	3,995,557

出典：平成 20 年度 長野県の水道(平成 21 年 3 月 31 日現在)

表 2-2-15 専用水道の利水状況

市町村	施設名	設置者名	確認年月日	給水人口(人)		施設能力 (m ³ /日)	原水の種別
				確認時	現在		種別
長野市	長野日本無線㈱	長野日本無線㈱	H20.4.7	1,410	0	286	深井戸
長野市	長野宿泊所	公立学校共済組合	H20.4.1	101	0	40	深井戸
長野市	(有)ホテル白樺	(有)ホテル白樺	H20.3.27	34	0	70	深井戸 浄水受水
長野市	㈱みすずコーポレーション本社 工場内食堂	㈱みすずコーポレーション	H20.4.28	264	0	33	深井戸
長野市	篠ノ井ゴルフパーク	篠ノ井ゴルフパーク	H20.4.1	378	0	53	深井戸
長野市	真島の里	真島の里	H20.3.25	119	126	40	深井戸
長野市	㈱ナカジマ会館	㈱ナカジマ会館	H20.3.31	40	0	222	深井戸
長野市	東日本旅客鉄道㈱長野支社	東日本旅客鉄道㈱長野支社	H20.5.8	50,493	0	687	深井戸 浄水受水
長野市	長野赤十字病院	長野赤十字病院	H20.3.24	774	774	774	深井戸
長野市	鶴賀病院	鶴賀病院	H20.4.1	410	326	130	深井戸
長野市	栗田病院	栗田病院	H20.4.21	962	727	320	深井戸
長野市	松代ロイヤルホテル	松代ロイヤルホテル	H20.5.7	634	0	339	深井戸
長野市	㈱ながの東急百貨店	㈱ながの東急百貨店	H20.5.7	7,775	0	188	深井戸
長野市	東長野病院	東長野病院	H20.4.24	587	0	140	深井戸
須坂市	長野刑務所	長野刑務所	H19.3.31	980	701	460	深井戸
計				64,961	2,654	3,782	

出典：平成 20 年度 長野県の水道(平成 21 年 3 月 31 日現在)

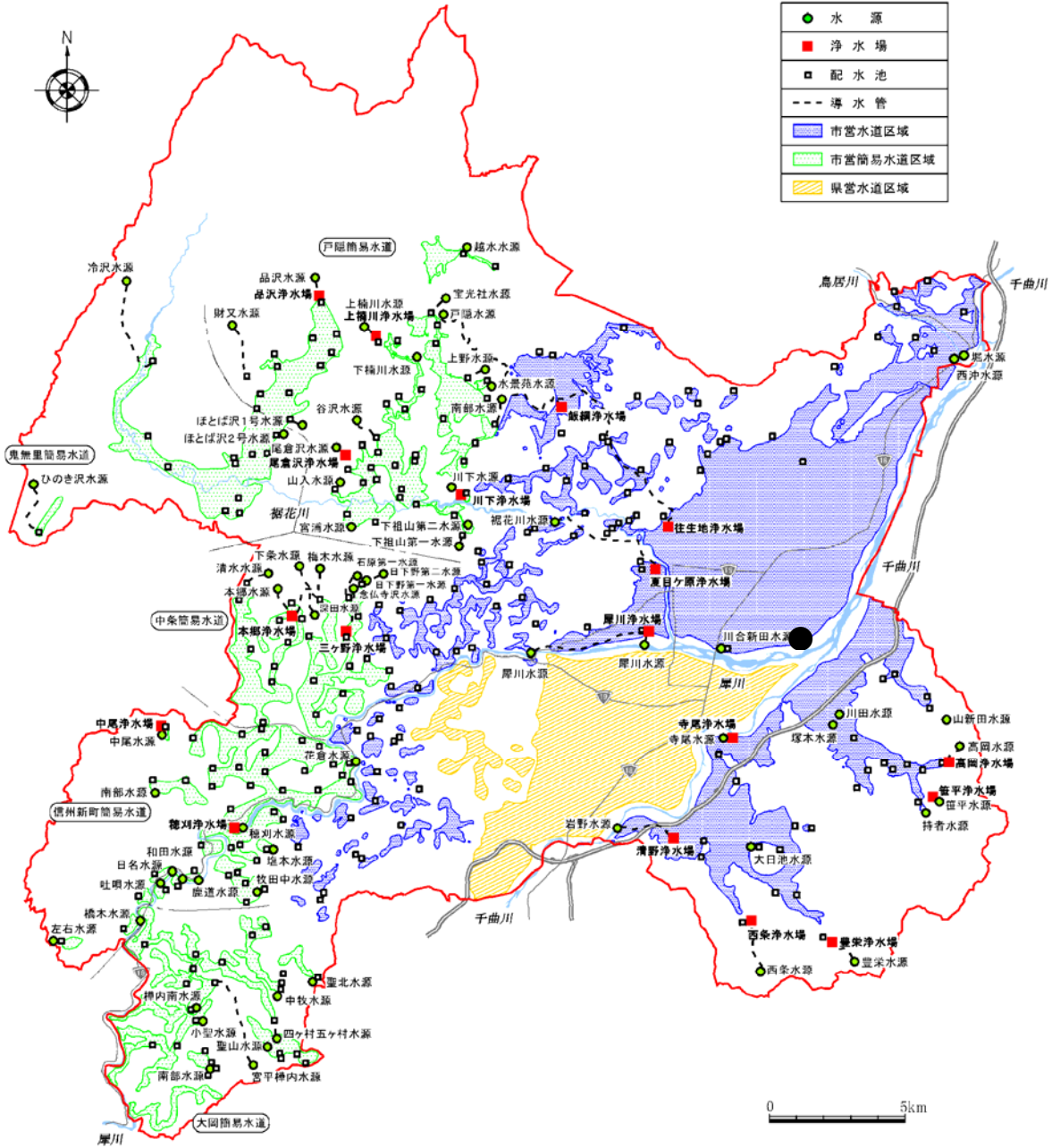
水道施設配置図

(長野市上下水道局)

凡例

:対象事業実施区域の位置

●	水源
■	浄水場
□	配水池
- - -	導水管
■	市営水道区域
■	市営簡易水道区域
■	県営水道区域



出典：長野市ホームページ；長野市内の水道施設

図 2-2-8(1) 長野市の水源及び水道施設

(2) 事業所における地下水の利用状況

長野市では地下水保全と地盤沈下の観点から、工場及び事業所が揚水設備により地下水を採取する場合は、長野市公害防止条例により届出義務と前年度揚水量の報告を求めている。「長野市環境白書平成 22 年度版」によると、平成 21 年度末の揚水設備の設置井戸は 381 本、地下水揚水量は 117,854m³/日となっており、主に上水道及び工業用に利用されている。

なお、対象事業実施区域周辺の 1km 圏内における揚水設備設置者は、表 2-2-16 及びその位置は、図 2-2-8(2)に示すとおりである。

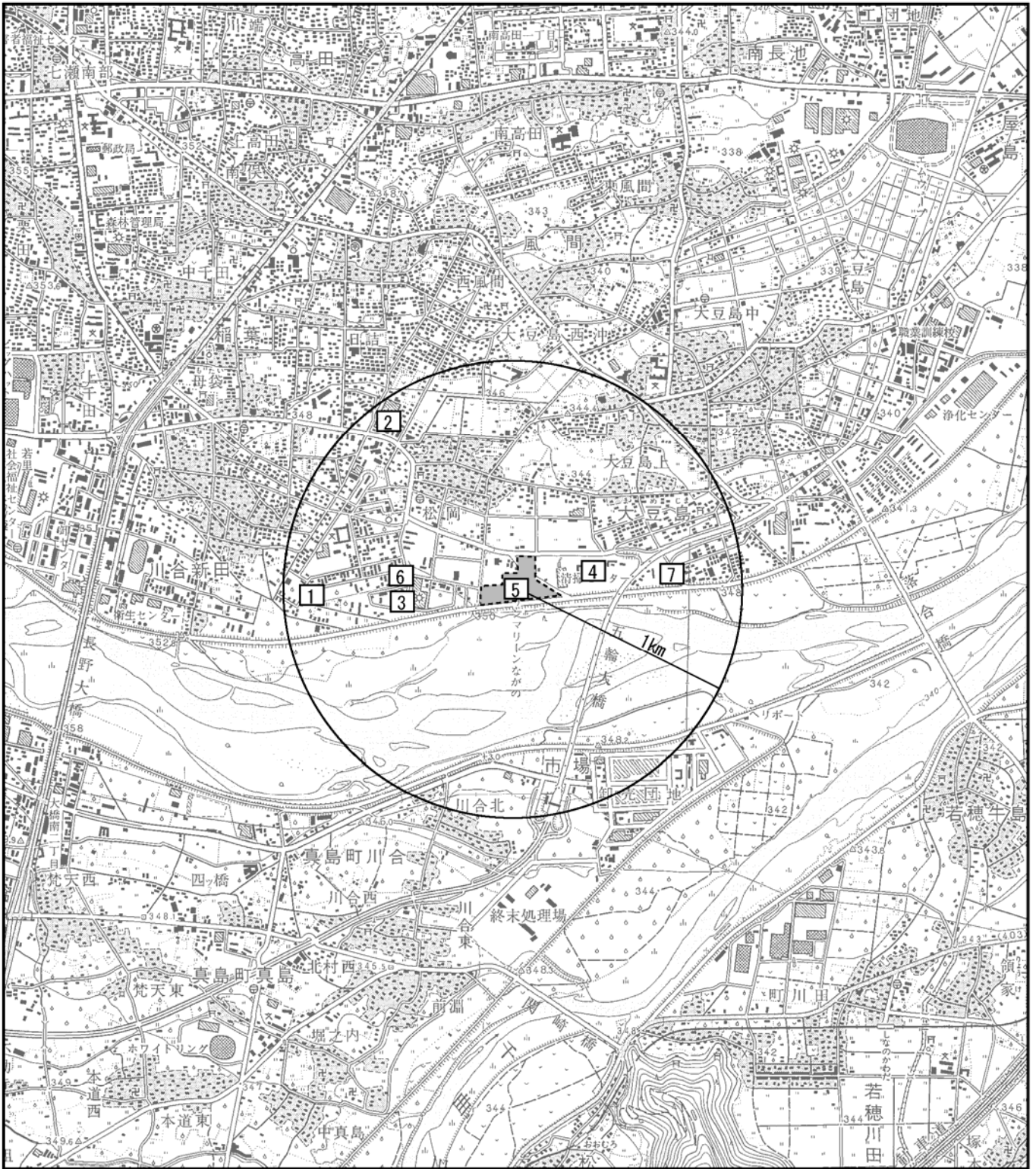
表 2-2-16 揚水設備の設置状況

NO	施設名称	揚水施設の設置場所	ストレーナー位置 m		揚水能力 m ³ /日	揚水量(H21) m ³ /年	用途 区分
			上限	下限			
1	信越プロセス(株)	川合新田370-180	4	7	4	193	飲用水
2	レンゴー長野 長野工場	稲葉日詰1731			1	2,700	工業用
	レンゴー長野 長野工場	稲葉日詰1731			7		
3	トライアン(株)鍋久 松岡工場	松岡 2 丁目6-18			1	155	飲用水
	トライアン(株)鍋久 松岡工場	松岡 2 丁目6-18			0	83	その他
4	長野市清掃センター	松岡 2 丁目42-1	35	80	60	150,961	工業用
	長野市清掃センター	松岡 2 丁目42-1	35	80	60		
	長野市清掃センター	松岡 2 丁目42-1	40	60	50	2,720	
5	サンマリーンながの	松岡 2 丁目27-19	50	75	40	42,486	その他
6	(株)信越ケイテック	松岡 2 丁目5-15			15	6,049	工業用
7	(有)轟商会	大豆島6021	16	18	145	52,925	工業用
備考：届出に記載がないものは、空白となっている 用途区分は、上水道・飲用・生活・工業・その他から最も近い用途を記載している							

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

注：網掛け部分は対象事業実施区域 500m以内に存在する施設

出典：長野市環境部環境政策課





凡 例	
	対象事業実施区域
	揚水設備を設置している施設 (番号は表2-2-16に対応する)



図2-2-8(2) 対象事業実施区域周辺1km圏内に存在する揚水施設届出者

2) 水面利用の状況

対象事業実施区域南側には犀川があり約 1.5km 東側の落合橋付近で千曲川に合流する。

その流域には、表 2-2-17 及び図 2-2-9 に示す漁業権が設定されており、漁業権が設定されている千曲川水系及び犀川水系における漁獲状況は、表 2-2-18 に示すとおりである。

表 2-2-17 対象事業実施区域周辺における漁業権

免許番号	漁場の位置	漁場の区域
内共第2号	長野市から下流の千曲川本流及び支流並びに長野市の区域内の犀川本流	次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線と、下水内郡栄村大字北信地先の新潟県境との間の千曲川本流及び支流並びに基点第3号と基点第4号を結ぶ線から下流の犀川本流。ただし、新潟県の区域の釜川本流及び支流並びに下高井郡山ノ内町大字平穏地籍の湖沼は除く。 基点第1号長野市真島町真島地籍の千曲川左岸の小山用水尻暗きょ西口南端 基点第2号長野市松代町大室地籍の千曲川右岸の長野電鉄ハナレ山隧道南端 基点第3号長野市大字大豆島字大境地籍の犀川左岸の長野市清掃工場の煙突 基点第4号長野市真島町地先の犀川右岸の真島町と青木島町との境界点
内共第4号	長野市から上流の犀川本流及び支流並びに柳久保池	次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の犀川本流及び支流並びに柳久保池。ただし、次の基点第3号と基点第4号を結ぶ線から上流の農具川、木崎湖、中綱湖、裾花川本流及び支流、大町市大字平字馬返し地先の尾入沢合流点から上流 540 メートルの間の高瀬川、木曾郡樺川村（現在は塩尻市に編入）大字奈良井地籍の奈良井ダム中心線から上流 300 メートル及び下流 300 メートルの間の奈良井川本流は除く。 基点第1号長野市大字大豆島字大境地籍の犀川左岸の長野市清掃工場の煙突 基点第2号長野市真島町地先の犀川右岸の真島町と青木島町との境界点 基点第3号大町市大字平字藤渡地籍の木崎橋の左岸橋台の上流端 基点第4号大町市大字平字藤渡地籍の木崎橋の右岸橋台の上流端 基点第5号長野市大字中御所地籍の長安橋の左岸橋台の上流端 基点第6号長野市大字安茂里地籍の長安橋の右岸橋台の上流端

出典：長野県告示第 467 号

表 2-2-18 漁獲の状況

【さけ・ます類】

単位：t

水系名	にじます	やまめ	いわな	その他	合計
千曲川	16	39	60	1	116
犀川	18	14	20	1	53

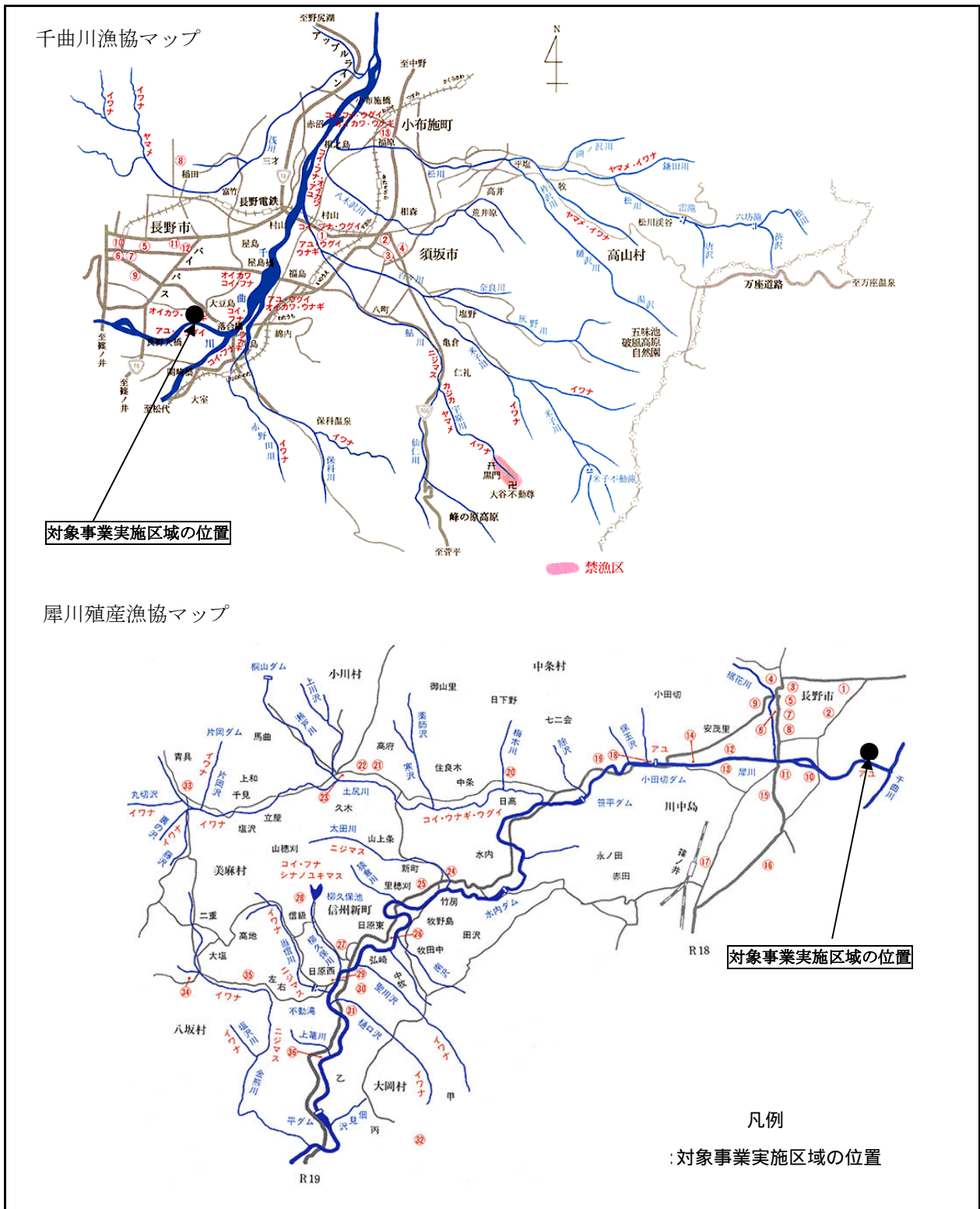
【さけ・ます類以外の魚類】

単位：t

水系名	あゆ	こい	ふな	うぐい	おいかわ	うなぎ	その他	合計
千曲川	90	12	4	46	5	1	4	162
犀川	10	5	1	75	0	0	1	92

出典：長野県農林水産統計年報(平成 17～18 年)

注：平成 18 年以降の千曲川、犀川水系の漁獲量は、信濃川水系に統合されたため示されていない



出典：千曲川漁協マップ <http://www.kiddy.co.jp/ayunip/nagano/tikumamap.html>
 犀川殖産漁協マップ <http://www.kiddy.co.jp/ayunip/nagano/saiSmap.html>

図 2-2-9 漁業権図(対象事業実施区域周辺)

2-2-6 環境整備の状況

1) 下水道の整備状況

本圏域の平成20年度における下水道の普及状況は、表2-2-19に示すとおりである。

対象事業実施区域は長野市公共下水道区域（東部処理区）に該当する。

表2-2-19 公共下水道普及状況等

市町村名	行政区域内人口 (人)	現在処理区域内人口 (人)	現在処理区域内面積 (㎡)	普及率 (%)
長野市	381,488	321,505	80,927,000	84.3
須坂市	53,508	46,937	14,509,000	87.7
千曲市	63,969	54,070	18,035,900	84.5
坂城町	16,700	8,647	3,040,000	51.8
小布施町	11,539	9,120	2,800,000	79.0
高山村	7,916	3,773	1,240,000	47.7
信州新町	5,367	2,170	834,000	40.4
信濃町	9,927	3,712	2,390,000	37.4
飯綱町	12,770	4,714	1,770,000	36.9
小川村	3,155	2,108	990,000	66.8
中条村	2,338	1,243	600,000	53.2

(平成21年3月31日現在)

注：豊野町、戸隠村、鬼無里村は平成17年に長野市に編入、同じく牟礼村と三水村は合体し飯綱町となる。

出典：平成20年度市町村財政概要 長野県総務部市町村課

2) 農業集落排水施設・小規模排水施設及び合併処理浄化槽

本圏域の平成20年度の農業集落排水施設・小規模排水施設及び合併処理浄化槽の整備状況は、

表2-2-20に示すとおりである。

表2-2-20 農業集落排水施設・小規模排水施設及び合併処理浄化槽の整備状況

平成21年3月31日現在

市町村名	農業集落排水施設		小規模排水施設	合併処理浄化槽
	現在処理区域内人口(人)	現在処理区域内面積(㎡)	現在処理区域内人口(人)	処理人口(人)
長野市	7,872	5,945,000	139	12,333
須坂市	3,225	1,350,000	0	3,175
千曲市	5,420	3,480,000	0	6,308
坂城町	0	0	0	2,834
小布施町	2,366	5,950,000	0	44
高山村	3,966	4,250,000	0	101
信州新町	425	280,000	0	989
信濃町	2,850	1,300,000	0	2,208
飯綱町	4,569	1,970,000	36	2,932
小川村	284	240,000	0	301
中条村	0	0	0	546

注：豊野町、戸隠村、鬼無里村、大岡村は平成17年に長野市に編入、同じく牟礼村と三水村は合体し飯綱町となる。

出典：平成20年度市町村財政概要 長野県総務部市町村課

3) し尿処理施設

本圏域のし尿処理施設の設置状況は表 2-2-21 に示すとおりである。

表 2-2-21 し尿処理施設状況

事業主体	施設名称	規模 kL/日	処理方式	運転開始 年月	備考
長野市	長野市衛生センター	180	標準脱窒素	S61.2	
須高行政事務組合	須高衛生センター	157	標準脱窒素	S61.4	
西部衛生施設組合	し尿処理場	12	好気性消化	H2.12	
北部衛生施設組合	北部衛生センター	42	高負荷膜分離	H2.4	
犀峽衛生施設組合	犀峽衛生センター	27	高負荷脱窒素	H7.4	
千曲衛生施設組合	千曲衛生センター	283	標準脱窒素	H5.8	

出典：廃棄物年鑑 2008 年版(平成 19 年度現在)

4) ごみ処理施設等の状況

本圏域におけるごみ処理施設の設置状況は、表 2-2-22 から表 2-2-25 に示すとおりである。

表 2-2-22 ごみ焼却処理施設の現況

設置主体	施設名称	施設型式	稼働 年月	施設規模 (t/日)	1炉の能力 (t/日)	炉数 (炉)	熱利用状況等
長野市	長野市清掃センター	全連続式 ストーカ炉	S57.1	450	150	3	場内電力供給、売電 温水プール等への給温水
須坂市	須坂市清掃センター	機械化バッチ式 ストーカ炉	S54.4	50	25	2	場内給湯
葛尾組合	葛尾組合焼却施設	全連続式 ストーカ炉	S54.7	80	80	2 (交互運転)	場内給湯・場内暖房
北部衛生施設組合	北部衛生クリーンセンター	機械化バッチ式 ストーカ炉	H9.4	30	15	2	排ガスの白煙防止 (排ガスの加熱)
北信保健衛生施設組合	東山クリーンセンター	全連続式 ストーカ炉	H10.3	130	65	2	場内電力供給 道路融雪 場内暖冷房、場内給湯

出典：ごみ処理広域化基本計画(平成 23 年 2 月)長野広域連合

表 2-2-23 ごみ焼却処理施設の処理実績

(単位:t/年)

設置主体	施設名称	焼却処理量					焼却残さ量				
		H17年度	18	19	20	21	H17年度	18	19	20	21
長野市	長野市清掃センター	109,889	110,254	112,340	109,772	103,865	15,381	14,807	13,905	13,189	12,449
須坂市	須坂市清掃センター	12,913	13,064	12,393	11,688	11,539	1,591	1,524	1,530	1,464	1,467
葛尾組合	葛尾組合焼却施設	21,582	20,302	19,372	18,739	18,361	2,573	2,472	2,400	2,389	2,364
北部衛生施設組合	北部衛生クリーンセンター	5,758	5,831	5,530	5,321	4,681	567	564	575	555	490
北信保健衛生施設組合※	東山クリーンセンター	2,468	2,213	2,242	2,108	2,037	247	224	232	219	209
合計		152,610	151,664	151,877	147,628	140,483	20,359	19,591	18,642	17,816	16,979

※ 長野市(旧豊野町)分

出典：ごみ処理広域化基本計画(平成 23 年 2 月)長野広域連合

表 2-2-24 不燃・粗大・資源ごみ処理施設の現況

設置主体	施設名称	稼働年月	施設規模	処理対象廃棄物	備考
長野市	長野市リサイクルプラザ	H8.4	不燃・粗大系:150(t/5h) 資源系:20(t/5h)	不燃、粗大、資源	
長野市 (旧信州新町)	牧野島不燃物処理場	S58.8	埋立面積 5,514㎡ 埋立残容量 35,899㎥	不燃	H21.12.31 閉鎖
須坂市	須坂市清掃センター	S63.2	28(t/5h)	不燃、粗大	
葛尾組合	葛尾組合不燃物ごみ及び資源ごみ処理施設	S46.3	15(t/日)	不燃、資源	
信濃町	楯形不燃物最終処分場	S55.4	0.8~1.0(t/h)	資源	最終処分場内 にてプレス

出典：ごみ処理広域化基本計画(平成 23 年 2 月)長野広域連合

表 2-2-25 不燃・粗大・資源ごみ処理施設の処理実績

(単位:t/年)

設置主体	施設名称	項目	H17年度	18	19	20	21	
長野市 (下記以外)	長野市リサイクルプラザ	搬入量	7,092	7,578	6,179	6,210	7,143	
		資源化量	1,985	2,204	1,359	1,411	1,692	
		残さ量	(可燃系)	3,140	3,103	2,828	2,795	3,161
			(不燃系)	1,967	2,271	1,992	2,004	2,290
長野市 (旧信州新町)	牧野島不燃物処理場	搬入量	257	282	249	212	277	
		資源化量	78	103	70	37	45	
		残さ量	(可燃系)	0	0	0	0	0
			(不燃系)	179	179	179	175	232
須坂市	須坂市清掃センター	搬入量	884	813	746	691	658	
		資源化量	385	250	250	240	214	
		残さ量	(可燃系)	163	275	214	175	184
			(不燃系)	336	288	282	276	260
葛尾組合	葛尾組合不燃物ごみ及び資源ごみ処理施設	搬入量	1,785	1,815	1,659	1,516	1,573	
		資源化量	1,118	1,091	1,070	1,143	1,156	
		残さ量	(可燃系)	221	300	264	44	51
			(不燃系)	446	424	325	329	367
信濃町	楯形不燃物最終処分場	搬入量	788	816	731	650	678	
		資源化量	741	740	669	580	615	
		残さ量	(可燃系)	0	0	0	0	0
			(不燃系)	47	76	62	70	63
合計		搬入量	10,806	11,304	9,564	9,279	10,329	
		資源化量	4,307	4,388	3,418	3,411	3,722	
		残さ量	(可燃系)	3,524	3,678	3,306	3,014	3,396
			(不燃系)	2,975	3,238	2,840	2,854	3,212

※ 資源化量と残さ量の計が搬入量に一致しない場合がある。

出典：ごみ処理広域化基本計画(平成 23 年 2 月)長野広域連合

5) その他の資源化等を行う施設の現況

本圏域には堆肥化施設と容器包装圧縮梱包施設があり、堆肥化施設の現況は表 2-2-26、容器包装圧縮梱包施設の現況は表 2-2-27 に示すとおりである。

表 2-2-26 堆肥化施設の現況

設置主体	施設名称	稼働年月	施設規模	処理量 (t/年)					備 考
				H17年度	18	19	20	21	
高山村	高山村地力増進施設	H11.4	14.6t/日	363	330	344	341	334	平成17年9月から1系列(7.3t/日)増設
長野市 (旧信州新町)	長野市上下水道局犀峡コンポストセンター	H12.4	13t/日	1,306	1,336	1,135	1,090	1,307	汚泥

出典：ごみ処理広域化基本計画(平成 23 年 2 月)長野広域連合、長野市水道局

表 2-2-27 容器包装圧縮梱包施設の現況

設置主体	施設名称	稼働年月	施設規模	処理対象廃棄物	処理量(t/年)					備 考
					H17年度	18	19	20	21	
長野市	プラスチック製容器包装圧縮梱包施設	H16.7	10t/5h ×2系列	その他プラスチック製容器包装	3,705	3,614	3,566	3,578	3,659	
				ペットボトル	718	707	720	693	644	
須坂市	須坂市ストックヤード	H12.10	2.4t/日	その他プラスチック製容器包装	463	464	499	498	499	
				ペットボトル	109	117	113	112	104	
葛尾組合	葛尾組合プラスチック等ストックヤード	H15.4	1t/h	その他プラスチック製容器包装	597	572	575	558	554	
			0.2t/h	ペットボトル	115	120	122	119	113	

出典：ごみ処理広域化基本計画(平成 23 年 2 月)長野広域連合

6) 最終処分場の状況

本圏域における最終処分場の現況は表 2-2-28 に、処分量の実績は表 2-2-29 に示すとおりである。

表 2-2-28 最終処分場の現況

設置主体	施設名称	形態	埋立開始年月	埋立面積(m ²)	埋立容量(m ³)
長野市 (下記以外)	天狗沢最終処分場	管理型	H4.4	24,000	285,000
	戸隠不燃物最終処分場※	安定型	S62.12	1,900	9,440
長野市 (旧信州新町)	牧野島不燃物処理場	安定型	S58.8	5,514	35,899
信濃町	榊形不燃物最終処分場	安定型	S55.4	8,028	21,320

※ 戸隠不燃物最終処分場は、埋立処分終了をH20年9月29日付けで届出済みである。

出典：ごみ処理広域化基本計画(平成 23 年 2 月)長野広域連合

表 2-2-29 最終処分量の実績

(単位:t/年)

設置主体	施設名称	H17年度	18	19	20	21	備考
長野市 (下記以外)	天狗沢最終処分場	17,561	14,066	11,446	11,806	10,427	焼却残さ、不燃残さ
長野市 (旧信州新町)	牧野島不燃物処理場	179	179	179	175	232	不燃ごみ
信濃町	榊形不燃物最終処分場	47	76	62	70	63	不燃ごみ
合計		17,787	14,321	11,687	12,051	10,722	

出典：ごみ処理広域化基本計画(平成 23 年 2 月)長野広域連合

7) 産業廃棄物処理施設

県内の産業廃棄物中間処理施設・最終処分場は表 2-2-30 に、産業廃棄物処理事業許可件数は表 2-2-31 に示すとおりである。

なお、長野市内の平成 21 年度末の産業廃棄物処理施設の設置状況は、中間処理施設（許可対象施設）65 施設、最終処分場 2 施設となっている（平成 22 年度版長野県環境白書）。

表 2-2-30(1) 県内の産業廃棄物中間処理施設

区 分	設 置 数		
	事業者	処理業者	計
汚泥の脱水施設	20(1)	13(2)	33(3)
汚泥の乾燥施設	0(0)	6(1)	6(1)
汚泥の焼却施設	1(0)	9(1)	10(1)
廃油の油水分離施設	0(0)	5(1)	5(1)
廃油の焼却施設	1(0)	9(2)	10(2)
廃酸・廃アルカリの中和施設	0(0)	2(1)	2(1)
廃プラスチック類の破砕施設	2(0)	39(6)	41(6)
がれき類等の破砕施設	44(6)	316(36)	360(42)
廃プラスチック類の焼却施設	2(0)	15(2)	17(2)
汚泥のコンクリート固型化施設	0(0)	1(0)	1(0)
シアン化合物の分解施設	0(0)	2(1)	2(1)
産業廃棄物の焼却施設	6(0)	36(5)	42(5)
計	76(7)	453(58)	529(65)

注 1：許可対象施設とは、施設の処理能力が一定規模を超えるものをいう。

注 2：建設中の施設を除く。

注 3：() 内は長野市管轄分で内書きである。

出典：長野県環境白書平成 22 年度版(平成 22 年 3 月 31 日現在)

表 2-2-30(2) 県内の産業廃棄物最終処分場

区 分	安定型	管理型	遮断型	計
許可対象施設	17(1)	7(0)	2(0)	26(1)
許可対象外施設	14(1)	2(0)	0(0)	16(1)
計	31(2)	9(0)	2(0)	42(2)

注 1：建設中及び残存容量がゼロの施設を除く。

注 2：() 内は長野市管轄分で内書きである。

出典：長野県環境白書平成 22 年度版(平成 22 年 3 月 31 日現在)

表 2-2-31 産業廃棄物処理事業許可件数

許可内容	産業廃棄物				特別管理産業廃棄物				合 計
	収集 運搬業	処分業			収集 運搬業	処分業			
		中間処理 のみ	最終処分 のみ	中間処理 最終処分		中間処理 のみ	最終処分 のみ	中間処理 最終処分	
長野県管轄 (長野市分は除く)	2,897	283	3	16	312	11	0	2	3,524
長野市管轄	1,027	102	2	0	145	2	0	0	1,278

出典：長野県環境白書平成 22 年度版(平成 22 年 3 月 31 日現在)

：長野市環境白書平成 22 年度版(平成 22 年 3 月 31 日現在)

2-2-7 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況

1) 大気汚染

(1) 環境基準

環境基準は「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に定められている。なお、工業専用地域、車道その他一般大衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

また、環境庁通達「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」により塩化水素の目標環境濃度が示されている。

表 2-2-32(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	備考
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	大気の汚染に係る環境基準について
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	二酸化窒素に係る環境基準について
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	

環境基準の評価方法

<長期的評価>

- ・二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素

年間における 1 日平均値の高い方から 2% の値を除外した値で評価。

ただし、1 日平均値が 2 日以上連続して環境基準を超えた時は基準超過とする。

- ・二酸化窒素

年間における 1 日平均値の低い方から 98% の値で評価

<短期的評価>

- ・二酸化硫黄、浮遊粒子状物質

1 日平均値、1 時間値で評価

- ・一酸化炭素

1 日平均値、8 時間平均値で評価

- ・光化学オキシダント

1 時間値で評価

長期的評価及び 98% 値評価については、年間測定時間が 6,000 時間に満たない場合対象としない。

また、大気汚染防止の施策等の効果の判定は長期的評価で行う。

表 2-2-32(2) ダイオキシン類（大気）に係る環境基準

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号

媒 体	基 準 値
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
備考 1 ダイオキシン類の基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 基準値は年間平均値とする。	

表 2-2-32(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号

物 質	環 境 基 準
微小粒子状物質	1 年平均値が 15µg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35µg/m ³ 以下であること。
備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5µm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

表 2-2-32(4) 塩化水素の目標環境濃度

昭和 52 年 6 月 16 日 総理府令第 32 号

物 質	目 標 環 境 濃 度
塩化水素	0.02ppm 以下

(2) 排出基準

ばい煙発生施設から発生するばい煙及び指定物質は、その施設の種類、規模に応じて大気汚染防止法及び同法施行令で規制され、また、ダイオキシン類を発生し、大気中に排出する施設の排出基準は、ダイオキシン類対策特別措置法、同法施行令及び同法施行規則で規制されている。

計画施設におけるごみ焼却施設に係る排出基準は表 2-2-33 に示すとおりである。

表 2-2-33 ごみ焼却施設に係る排出基準

項 目	排 出 基 準 値	根 拠 法 令
硫黄酸化物	K 値 14.5	大気汚染防止法
ばいじん	0.04g/Nm ³ 以下* ¹ (酸素濃度 12%換算)	
塩化水素	700mg/Nm ³ 以下* ² (酸素濃度 12%換算)	
窒素酸化物	250cm ³ /Nm ³ 以下* ³ (酸素濃度 12%換算)	
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/Nm ³ 以下* ¹ (酸素濃度 12%換算)	ダイオキシン類対策特別措置法

* 1 : 焼却能力 4,000kg/時以上の新設炉

* 2 : 塩化水素の排出基準値 700mg/Nm³は、430ppm に換算される

* 3 : 連続炉、連続炉以外の排出ガス量 4 万 Nm³/h 以上のもの

2) 騒音

(1) 環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準は、地域の類型及び時間区分ごとに定められており、表2-2-34、表2-2-35に示すとおりである。

長野市の類型の指定状況は、表2-2-36に示すとおりであり、対象事業実施区域は工業地域であることから、C地域に該当する。

なお、対象事業実施区域周辺の指定状況は、北側の第2種住居地域がB地域、第2種中高層住居専用地域がA地域、東側ならびに西側の工業地域がC地域に該当する。(図2-2-6参照)

表2-2-34 一般地域の騒音に係る環境基準(等価騒音レベル)

平成10年9月30日 環境庁告示第64号

地域の類型	時間帯の区分	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌日の午前6時
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注：AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域とする。

Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表2-2-35(1) 道路に面する地域に係る環境基準(等価騒音レベル)

平成10年9月30日 環境庁告示第64号

地域の区分	時間帯の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

注：車線とは一縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 2-2-35(2) 幹線交通を担う道路に近接する空間の基準(等価騒音レベル)

平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注 1：「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条の規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）をいう。

2：「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
- (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

表 2-2-36 騒音の環境基準に係る地域の類型区分抜粋
(長野市の指定状況)

平成 11 年 3 月 25 日 長野県告示第 182 号

地域の類型	用途地域の区分
A	第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域
B	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(2) 規制基準

特定工場に係る騒音の規制基準、規制地域及び特定建設作業に係る指定地域は、長野市公害防止条例施行規則で定められている。特定工場に係る規制基準を表 2-2-37 に、特定建設作業に係る規制基準を表 2-2-38 に示す。長野市の類型の指定状況は、表 2-2-39 に示すとおりであり、対象事業実施区域は工業地域であることから、第 4 種区域に該当する。

なお、対象事業実施区域周辺の指定状況は、北側の第 2 種住居地域、第 2 種中高層住居専用地域の範囲が第 2 種区域、東側ならびに西側の工業地域が第 4 種区域に該当する。(図 2-2-6 参照)

表 2-2-37 特定工場の騒音に係る規制基準

昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前 8 時から 午後 6 時まで	朝 午前 6 時から 午前 8 時まで	夜 間 午後 9 時から 翌日の午前 6 時まで
		夕 午後 6 時から 午後 9 時まで	
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

備考：第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、それぞれ特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域(長野県告示第 97 号)により指定された第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域をいう。
：学校教育法に規定する学校、児童福祉法に規定する保育所、医療法に規定する病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法に規定する図書館及び老人福祉法に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 m 内においては、それぞれ規制値から 5 デシベルを減じた値を適用するものとする。

表 2-2-38 特定建設作業に係る騒音の規制基準

昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示 1 号

	基準値	作業禁止 時間(夜間)	最大作業 時間	最大連続 作業日	作業禁止日
くい打・くい抜き機等作業	85 デシベル	1号区域 午後 7 時から翌 日の午前 7 時 2号区域 午後 10 時から 翌日の午前 6 時	1号区域 1日最大 10時間 2号区域 1日最大 14時間	6日	日 曜 日 及 び 休 日
びょう打機作業					
さく岩機作業					
空気圧縮機作業					
コンクリートプラント、アス ファルトプラント等作業					
バックホウ作業					
トラクターショベル作業					
ブルドーザー作業					

備考 1 基準値(騒音の大きさ)は、特定建設作業の場所の敷地境界線における値である。
2 1号区域及び2号区域とは、それぞれ次のとおりである。
(1) 1号区域とは指定地域のうち第1種区域と第2種区域の全域、並びに第3種区域と第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80m の区域内をいう。
(2) 2号区域とは指定地域のうち上記の指定区域以外の区域をいう。

表 2-2-39 騒音規制地域等の指定（長野市の指定状況）

平成 17 年 1 月 26 日 長野市告示第 62 号

区域の区分	用途地域の区分
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域
第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整地域
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第 4 種区域	工業地域

(3) 道路交通騒音に係る要請限度

道路交通騒音に係る要請限度とは、道路交通騒音により周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときに、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るよう要請し、道路構造の改善等に関して、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる限度で、総理府令第 15 号、長野市告示 62 号で定められている。道路交通騒音に係る要請限度を表 2-2-40 に示す。長野市の類型の指定状況は、表 2-2-41 に示すとおりであり、対象事業実施区域は工業地域であることから、c 区域に該当する。

なお、対象事業実施区域周辺の指定状況は、北側の道路に面する第 2 種住居地域が b 区域、東側ならびに西側の工業地域が c 区域に該当する。（図 2-2-6 参照）

表 2-2-40 道路交通騒音に係る要請限度

平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号

区域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
		午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル
備考：幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例 上記に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（二車線の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、二車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。			

表 2-2-41 道路交通騒音に係る要請限度の知事等が定める区域
(長野市の指定状況)

平成 17 年 1 月 26 日 長野市告示第 62 号

区域区分	区 域
a 区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
b 区域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域 市街化調整区域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

3) 振動

(1) 規制基準

特定工場等に係る振動の規制基準及び規制地域は、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準は、環境庁告示第90号、長野市告示第107号及び長野市告示第63号で、特定建設作業に係る規制基準は、振動規制法施行規則11条別表第1、長野市告示第63号で定められ、規制基準を表2-2-42及び表2-2-43に示す。長野市の類型の指定状況は、表2-2-44に示すとおりであり、工業地域であるため、第2種区域に該当する。

なお、対象事業実施区域周辺の指定状況は、北側の第2種住居地域、第2種中高層住居専用地域の範囲が第1種区域、東側ならびに西側の工業地域が第2種区域に該当する。(図2-2-6参照)

表2-2-42 特定工場に係る振動の規制基準

昭和51年11月10日 環境庁告示90号

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前7時から 午後7時まで	午後7時から 翌日の午前7時まで
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

*学校教育法に規定する学校、児童福祉法に規定する保育所、医療法に規定する病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法に規定する図書館及び老人福祉法に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50m内においては、それぞれ規制値から5デシベルを減じた値を適用するものとする。

表2-2-43 特定建設作業に係る振動の規制基準

昭和51年11月10日 総理府令第58号

	基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大連続作業日	作業禁止日
くい打・くい抜き機等作業	75 デシベル	1号区域 午後7時から翌 日の午前7時	1号区域 1日最大10時間	6日	日 曜 日 及 び 休 日
鋼球破壊作業		2号区域 午後10時から 翌日の午前6時	2号区域 1日最大14時間		
舗装版破碎作業					
ブレーカー作業					
備考1 基準値(振動の大きさ)は、特定建設作業の場所の敷地境界線における値である。 2 1号区域及び2号区域とは、それぞれ次のとおりである。 (1) 1号区域とは指定地域のうち第1種区域の全域並びに第2種区域内の学校教育法に規定する学校、児童福祉法に規定する保育所、医療法に規定する病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法に規定する図書館及び老人福祉法に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域。 (2) 2号区域とは指定地域のうち上記の指定区域以外の区域をいう。					

表 2-2-44 振動規制地域等の指定（長野市の指定状況）

平成 17 年 1 月 26 日 長野市告示第 63 号

区域の区分	用途地域の区分
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整地域
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(2) 要請限度

道路交通振動に係る要請限度とは、道路交通振動により周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときに、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るよう要請することができる限度で、総理府令第 58 号、長野市告示第 63 号で定められている。道路交通振動に係る要請限度を表 2-2-45 に示す。対象事業実施区域は工業地域であるため、第 2 種区域に該当する。

なお、対象事業実施区域周辺の指定状況は、北側の道路に面する第 2 種住居地域が第 1 種区域、東側ならびに西側の工業地域が第 2 種区域に該当する。（図 2-2-6 参照）

表 2-2-45 道路交通振動に係る要請限度

昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号

区域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
		午前 7 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 7 時まで
第 1 種区域		6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 2 種区域		7 0 デシベル	6 5 デシベル

備考：第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次のとおりである。
 第 1 種区域：長野県告示第 683 号及び長野市告示 63 号（振動規制法に基づく規制地域の指定。「指定告示」という。）で指定された第 1 種区域とする。
 第 2 種区域：指定告示により指定された第 2 種区域とする。

4) 悪臭

悪臭に関する基準は、悪臭防止法に基づき、規制地域及び規制基準が長野県告示第 114 号及び長野市告示第 64 号により定められている。長野市の類型の指定状況は、表 2-2-46 に示すとおりであり、対象事業実施区域は工業地域であるため、第 2 地域に該当する。

なお、対象事業実施区域周辺の指定状況は、北側の第 2 種住居地域、第 2 種中高層住居専用地域の範囲が第 1 地域、東側ならびに西側の工業地域が第 2 地域に該当する。(図 2-2-6 参照)

(1) 規制地域

悪臭防止法第 3 条の規定により表 2-2-46 のとおり規制地域の指定がされている。

表 2-2-46 悪臭規制地域等の指定

平成 17 年 1 月 26 日 長野市告示第 64 号

区域の区分	用途地域の区分
第 1 地域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域
第 2 地域	工業地域

(2) 規制基準

悪臭防止法第 4 条の規定により次のとおり規制基準が設定されている。

敷地境界

悪臭防止法第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づく敷地の境界の地表における規制基準は表 2-2-47 に示すとおりである。

表 2-2-47 敷地境界における規制基準

昭和 50 年 3 月 10 日 長野県告示第 114 号

単位：ppm

特定悪臭物質	区域の区分	第 1 地域	第 2 地域
アンモニア		2	5
メチルメルカプタン		0.004	0.01
硫化水素		0.06	0.2
硫化メチル		0.05	0.2
二硫化メチル		0.03	0.1
トリメチルアミン		0.02	0.07
アセトアルデヒド		0.1	0.5
プロピオンアルデヒド		0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド		0.009	0.03
イソブチルアルデヒド		0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド		0.009	0.02
イソバレールアルデヒド		0.003	0.006
イソブタノール		0.9	4
酢酸エチル		3	7
メチルイソブチルケトン		1	3
トルエン		10	30
スチレン		0.8	2
キシレン		1	2
プロピオン酸		0.07	0.2
ノルマル酪酸		0.002	0.006
ノルマル吉草酸		0.002	0.004
イソ吉草酸		0.004	0.01
備考：第 1 地域、第 2 地域とは、表 2-2-47 の規制地域の区分をいう。			

気体排出口

悪臭防止法第 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づく煙突そのほかの気体排出口における規制基準は次に示すとおりである。

ア．特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとに次の式により算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot C_m$$

この式において、q、He 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

q : 流量(単位は、温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

He : 補正された排出口の高さ(単位メートル)

C_m : 表 2-2-47 に示した特定悪臭物質ごとの値(単位 ppm)

補正された排出口の高さが 5 メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。

イ. 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$H_e = H_o + 0.65(H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式において、 H_e 、 H_o 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

H_e : 補正された排出口の高さ (単位メートル)

H_o : 排出口の実高さ (単位メートル)

Q : 温度 15 度における排出ガスの流量 (単位立方メートル毎秒)

V : 排出ガスの排出速度 (単位メートル毎秒)

T : 排出ガスの温度 (単位絶対温度)

排水水

悪臭防止法第 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づく排水水に含まれる特定悪臭物質の敷地外における規制基準は表 2-2-48 に示すとおりである。

表 2-2-48 排水水の規制基準

昭和 50 年 3 月 10 日 長野県告示第 114 号
平成 17 年 1 月 26 日 長野市告示第 64 号

地域の区分	特定悪臭物質	排水水量の区分 (m ³ /秒)		
		0.001 以下の 場合	0.001 を超え、 0.1 以下の場合	0.1 を超える 場合
第 1 地域	メチルメルカプタン	0.06mg/L	0.01mg/L	0.003mg/L
	硫化水素	0.3mg/L	0.07mg/L	0.02mg/L
	硫化メチル	2mg/L	0.3mg/L	0.07mg/L
	二硫化メチル	2mg/L	0.4mg/L	0.09mg/L
第 2 地域	メチルメルカプタン	0.2mg/L	0.03mg/L	0.007mg/L
	硫化水素	1mg/L	0.2mg/L	0.05mg/L
	硫化メチル	6mg/L	1mg/L	0.3mg/L
	二硫化メチル	6mg/L	1mg/L	0.3mg/L
備考 1 第 1 地域及び第 2 地域とは、それぞれの工場そのほかの事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の排出を規制する地域 (長野県告示第 114 号及び長野市告示第 64 号) により、指定された第 1 地域及び第 2 地域をいう。				
2 特定悪臭物質の測定は、環境庁告示第 9 号に定める方法によることとする。				

5) 水質

(1) 環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域の水質について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法第16条により定められており、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準の二つからなっている。

人の健康の保護に関する環境基準については、直ちに達成され、維持されるべきものとして全公共用水域に対して一律の基準が定められている。また、生活環境の保全に関する環境基準については、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型が県知事により指定される。

同様に地下水についても、環境基本法第16条に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。

また、ダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準が定められている。

人の健康の保護に関する環境基準を表2-2-49(1)、生活環境の保全に関する環境基準を表2-5-49(2)、地下水の水質汚濁に係る環境基準を表2-2-49(3)、水質汚濁に係るダイオキシン類の環境基準を表2-2-49(4)に示す。

なお、対象事業実施区域の雨水排水先となる犀川及び合流する千曲川は、生活環境の保全に関する環境基準のA類型及び生物A類型（犀川：小市橋、千曲川：屋島橋）に指定されている。

表 2-2-49(1) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
ひ素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、その測定結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4 環境省告示第78号において、1,4-ジオキサンの追加及び1,1-ジクロロエチレンの基準値の変更が行われた。			

表 2-2-49(2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

【河川】（湖沼を除く）

ア

昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌 群数
AA	水道 1 級、 自然環境保全及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級、 水産 1 級、 水浴及び B 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級、 水産 2 級及び C 以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級、 工業用水 1 級及び D 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	————
D	工業用水 2 級、 農業用水及び E の欄に掲げ るもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	————
E	工業用水 3 級、 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	————
備考 1 基準値は、日間平均値とする。						
備考 2 農業用利水点については、pH6.0 以上 7.5 以下、DO5mg/L 以上とする。						

- 注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を行う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ

平成 15 年 11 月 5 日 環境省告示第 123 号

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全 重 鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）		

表 2-2-49(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
ひ素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
<p>備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、その測定結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4 環境省告示第 79 号において、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサンの追加及び 1,1-ジクロロエチレンの基準値の変更、シス-1,2-ジクロロエチレンから 1,2-ジクロロエチレンへの変更が行われた。</p>			

表 2-2-49(4) ダイオキシン類（水質・底質）に係る環境基準

平成 14 年 7 月 22 日 環境省告示第 46 号

媒 体	基 準 値
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L以下
底 質	150pg-TEQ/g以下
<p>備考 1 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2 水質（水底の底質を除く）の基準値は年間平均値とする。</p>	

(2) 排水基準

一律排水基準

水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置する事業上(特定事業場)の排水に係る排水基準を表 2-2-50(1)～(2)に示す。なお、計画施設からの排水は、下水道に放流するため適応しない。

ダイオキシン類についてはダイオキシン類対策特別措置法に基づき、廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するものについて、表 2-2-50(3)に示す水質に係るダイオキシン類の排出基準値が定められている。

また、同法に基づき、施設を設置者に対し、都道府県知事(政令市長)への届出、排出規制の遵守、測定及び報告等の義務が課せられている(「ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条第 2 項に基づく常時監視結果(水質及び水底の底質)の報告について」)。

表 2-2-50(1) 排水基準を定める総理府令に基づく一律排水基準(有害物質)

昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号

項 目	許容限度	項 目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L	1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/L
シアン化合物	1mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
有機りん化合物	1mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
ひ素及びその化合物	0.1mg/L	チウラム	0.06mg/L
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005mg/L	シマジン	0.03mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	チオベンカルブ	0.2mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	ベンゼン	0.1mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L	セレン及びその化合物	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	ふっ素及びその化合物	8mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	ほう素及びその化合物	10mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及硝酸化合物	100mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L		
<p>備考 1 「検出されないこと」とは、検定結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2 ひ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉(温泉法第 2 条第 1 項に規定するものをいう。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p> <p>3 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。</p>			

表 2-2-50(2) 排水基準を定める総理府令に基づく一律排水基準（生活環境項目）

昭和 46 年 6 月 21 日 総理府令第 35 号

項 目	基 準
水素イオン濃度(pH)	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質質量(SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
りん含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)
<p>備考 1 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2 この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。</p> <p>3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。</p> <p>4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及びふっ素含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>7 りん含有量についての排水基準は、りんが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p>	

表 2-2-50(3) 廃棄物処理施設(焼却施設)に係るダイオキシン類の水質排水基準

平成 11 年 12 月 27 日 総理府令第 67 号

項 目	新設施設の排水基準
ダイオキシン類	10pg-TEQ/l以下

備考:対象施設は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 2 に掲げる施設 1 号から 16 に掲げる施設。

上乘せ排水基準

長野県内の公共用水域に排水を放流する特定事業場は、公害の防止に関する条例により、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による同条第1項の排水基準に代えて適用する排水基準（以下「上乘せ排水基準」という。）が定められている。上乘せ排水基準は表2-2-51(1)～(3)に示すとおりである。

計画施設は特定事業場であるため、表2-2-51(1)に示される有害物質に係る上乘せ排水基準が適用される。また、表2-2-51(2)に示される水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係る上乘せ排水基準については、計画施設は区分番号3に該当する特定施設であるが、適用水域が該当しない。表2-2-51(3)に示される生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量及び浮遊物質に係る上乘せ排水基準については、計画施設は区分番号3に該当する。

なお、窒素及び燐に係る上乘せ基準については、適用水域が湖沼並びにこれらに流入、またはこれらから流出する公共用水域であるため、対象事業実施区域には該当しないため省略した。

表2-2-51(1) 有害物質に係る上乘せ排水基準

昭和48年3月30日 長野県条例第11号

区 分	項 目	許容限度
水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を有する工場又は事業場	カドミウム及びその化合物	0.05mg/L
	シアン化合物	0.5mg/L
	六価クロム化合物	0.3mg/L
	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.003mg/L

表2-2-51(2) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係る上乘せ排水基準

昭和48年3月30日 長野県条例第11号

区 分	許容限度				適用水域
	水素イオン濃度	銅含有量 (mg/L)	亜鉛含有量 (mg/L)	クロム含有量 (mg/L)	
1 畜産農業又はサービス業の用に供する次に掲げる施設を有する事業場 (1) 豚房施設(豚房の総面積が250平方メートル以上のものに限る。) (2) 牛房施設(牛房の総面積が500平方メートル以上のものに限る。)	1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満	5.8以上 8.6以下	—	—	県の区域に属する公共用水域
	1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満	5.8以上 8.6以下	3	5	
2 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「施行令」という。)別表第1の26、27、47、49、52、53、58、61、62、63、65又は66に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満	—	2	3	1
	1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上	—	—	—	1
3 施行令別表第1の1、1の2、11、12、18の2、18の3、19、20、21、21の2、21の3、21の4、22、23、23の2、24、25、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、48、50、51、51の2、51の3、54、55、56、57、59、60、63の2、64、64の2、66の2、66の3、66の4、66の5、66の6、66の7、67、68、68の2、69の2、69の3、70、70の2、71、71の2、71の3、71の4、71の5、71の6、73又は74に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上	—	—	—	1 白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入し、又はこれらから流出する公共用水域(東天竜取水堰(左岸上伊那郡辰野町大字平出1番1号の1、右岸上伊那郡辰野町大字辰野唐木沢377番の20)から下流の天竜川を除く。)

(備考)

区分番号3に掲げる工場又は事業場に係るクロム含有量に係る上乘せ排水基準については、昭和48年6月24日以降において新たに設置される工場又は事業場(昭和48年6月23日において既に着工されていたものを除く。)に係る排水について適用する

表 2-2-51(3) 生物化学的酸素要求量 (B O D) 又は化学的酸素要求量 (C O D) 及び
浮遊物質に係る上乘せ排水基準

昭和 48 年 3 月 30 日 長野県条例第 11 号

区 分			許容限度					適用水域
			生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質 (mg/L)		大腸菌群 数 個/cm ³	
			最大	日間平均	最大	日間平均	日間平均	
1	畜産農業又はサービス業の用に供する次に掲げる施設を有する事業場 (1) 豚房施設 (豚房の総面積が250平方メートル以上のものに限る。) (2) 牛房施設 (牛房の総面積が500平方メートル以上のものに限る。)	1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル未満	160	120	200	150	3,000	県の区域に属する公共用水域
		1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル以上500立方メートル未満	160	120	85	70	3,000	
		1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上	30	20	50	30	—	
2	施行令別表第1の3に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場のうち寒天製造業に係るもの又は同表の10に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場のうち清酒製造業に係るもの	1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル以上	60	40	90	60	—	
		1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル以上50立方メートル未満	60	40	90	60	—	
3	施行令別表第1に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場で次に掲げるもの以外のもの又は湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の規定による指定地域 (以下「指定地域」という。)において湖沼法施行令第5条第1号若しくは第2号に掲げる施設を有する工場若しくは事業場 (1) 区分番号1及び2に掲げる工場又は事業場 (2) 施行令別表第1の1の2に掲げる特定施設を有する事業場 (区分番号1に該当する事業場を除く。)	1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル以上50立方メートル未満	60	40	90	60	—	
		1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上	30	20	50	30	—	

下水道排除基準

特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する場合は、下水道法に基づく排除基準及び長野市公共下水道条例に基づく排除基準が定められている (表 2-2-52 参照)。

表 2-2-52 下水道法に基づく下水排除基準

昭和 33 年 4 月 24 日 法律 第 79 号
 昭和 41 年 10 月 16 日 長野市条例第 122 号
 平成 16 年 9 月 30 日 長野市条例第 45 号

下水排除項目 (単位)	対象事業場	特定施設を設置している事業場		特定施設を設置していない事業場
		50m ³ 以上	50m ³ 未満	
下水道法施行令第9条の4第1項 有害物質	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.1以下 (0.05以下)	0.1以下 (0.05以下)	0.05以下
	シアン化合物 (mg/L)	1以下 (0.5以下)	1以下 (0.5以下)	0.5以下
	有機りん化合物 (mg/L)	1以下	1以下	1以下
	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	六価クロム化合物 (mg/L)	0.5以下 (0.3以下)	0.5以下 (0.3以下)	0.3以下
	ひ素及びその化合物 (mg/L)	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/L)	0.005以下 (0.003以下)	0.005以下 (0.003以下)	0.003以下
	アルキル水銀化合物 (mg/L)	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル (PCB) (mg/L)	0.003以下	0.003以下	0.003以下
	トリクロロエチレン (mg/L)	0.3以下	0.3以下	0.3以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	ジクロロメタン (mg/L)	0.2以下	0.2以下	0.2以下
	四塩化炭素 (mg/L)	0.02以下	0.02以下	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.04以下	0.04以下	0.04以下
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.2以下	0.2以下	0.2以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.4以下	0.4以下	0.4以下
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	3以下	3以下	3以下
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.006以下	0.006以下	0.006以下
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.02以下	0.02以下	0.02以下
	チウラム (mg/L)	0.06以下	0.06以下	0.06以下
	シマジン (mg/L)	0.03以下	0.03以下	0.03以下
	チオベンカルブ (mg/L)	0.2以下	0.2以下	0.2以下
	ベンゼン (mg/L)	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	ほう素及びその化合物 (※2) (mg/L)	10以下	10以下	10以下
	ふっ素及びその化合物 * (※2) (mg/L)	8以下	8以下	8以下
その他	フェノール類 (mg/L)	5以下	5以下	5以下
	銅及びその化合物 * (mg/L)	3以下	3以下 (※1)	3以下
	亜鉛及びその化合物 *(※3) (mg/L)	2以下	2以下 (※1)	2以下
	鉄及びその化合物 (溶解性) * (mg/L)	10以下	10以下	10以下
	マンガン及びその化合物 (溶解性) (mg/L)	10以下	10以下	10以下
	クロム及びその化合物 * (mg/L)	2以下	2以下 (※1)	2以下
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	10以下	10以下	10以下
9条第1項	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 (mg/L)	380未満	380未満	380未満
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	600未満	600未満	600未満
	浮遊粒子状物質 (SS) (mg/L)	600未満	600未満	600未満
	n-ヘキサン 鉱油類 (mg/L)	5以下	5以下	5以下
	抽出物含有量 動植物油脂類 (mg/L)	30以下	30以下	30以下
	水素イオン濃度 (pH) * (mg/L)	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満
	窒素含有量 (※4) (mg/L)	240未満	240未満	240未満
	燐含有量 (※4) (mg/L)	32未満	32未満	32未満
温度 (°C)	45未満	45未満	45未満	
よう素消費量 (mg/L)	220未満	220未満	220未満	

- (注) 1 は、直罰規制に係る排除基準(下水道法第12条の2、長野市公共下水道条例第9条)を示す。
 2 は、除外施設の設置等に係る排除基準(長野市公共下水道条例第10条及び11条)を示す。
 3 ()内の数値は、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく有害物質の上乗せ排水基準(長野市公害防止条例第16条)を示す。
 4 ※1 水質汚濁防止法施行令別表第1の、26、27、47、49、52、53、58、61、62、63、65、66の各号に掲げる施設を設置している事業場は、直罰対象になる。(長野市公害防止条例第16条)
 5 ※2 業種ごとに、平成22年6月30日までの暫定基準が適用される。
 6 ※3 業種ごとに、平成23年12月10日までの暫定基準が適用される。
 7 ※4 戸隠地区及び鬼無里地区内の工場又は事業場に適用される。
 8 温泉を利用している旅館業については直罰対象になる。ただし、*のある項目について、昭和49年11月30日現に湧出している温泉を利用する旅館業は直罰対象とならない。
 9 ダイオキシン類の直罰規制は、ダイオキシン類特別措置法第2条第2項の規定による特定施設を設置する事業場に適用される

6) 土壌

環境基本法第 16 条により土壌の汚染に係る環境基準は、「人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準」として表 2-2-53(1)に示すとおり定められている。

また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、土壌の汚染に係るダイオキシン類の環境基準は表 2-2-53(2)に示すとおりである。

表 2-2-53(1) 土壌の汚染に係る環境基準

平成 3 年 8 月 23 日 環境庁告示第 46 号

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 未満であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機りん	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること
ひ素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る。)において土壌 1 kg につき 125mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1mg 以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.03mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること
ほう素	検液 1 L につき 1mg 以下であること
備考 1 : 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表(省略)に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2 : カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。	
3 : 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。	
4 : 「検液中に検出されないこと」とは、その測定結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。	

表 2-2-53(2) ダイオキシン類(土壌)に係る環境基準

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示 68 号

項目	環境基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下

備考) 1. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

2-2-8 地域の環境に係る方針等の状況

対象事業実施区域及び周辺 2km 圏内に対する法令等に基づく地域、地区の指定状況を表 2-2-54 に示す。また、地域の環境に係る法令等の主な指定内容は以下のとおりである。

1) 公害防止の関係

環境基本法第 17 条に基づき、現に公害が著しい、または、著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、環境大臣の指示を受けて、都道府県知事が公害防止計画を策定する。

長野県内の公害防止計画は現在岡谷市公害防止計画の 1 件のみが策定されており、対象事業実施区域が含まれる長野広域連合圏内には公害防止計画は策定されていない。

2) 自然環境の関係

自然公園法に基づく国立公園としては、対象事業実施区域の南東方向に 9 km 離れた上信越高原国立公園が指定地域とされており、対象事業実施区域周辺については、自然公園地域の区分から除外されている。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等、森林法に基づく保安林等、自然環境保全法に基づく自然環境保全地区は、対象事業実施区域周辺については指定されていない。

長野県自然環境保全条例による高山性植生や天然林など、優れた自然環境を有する地域を保全するため県自然環境保全地域として長野市北部の飯綱高原自然環境保全地域が指定されており、また、郷土的、歴史的な特色のある自然環境を形成する地域を保全するため郷土環境保全地域として長野市内の旭山・川柳將軍塚が指定されているが、対象事業実施区域周辺については指定されていない。

3) 景観の関係

文化財保護法に基づく重要文化的景観として、千曲市の姨捨の棚田が指定されている。

長野県景観条例に基づき、景観育成の目標を定め、これに基づいて景観育成について、景観育成に関する施策の基本となる事項を長野県景観育成計画として定めている。この計画においては、景観育成重点地域として、浅間山麓、八ヶ岳山麓、国道 147 号・148 号沿道、高社山麓・千曲川下流域の 4 地域が定められている。また、景観育成特定地区として伊那市西箕輪の 1 地区が定められている。

対象事業実施区域周辺は重要文化的景観、景観育成重点地域及び景観形成特定地区には該当しない。

また、長野市では、長野市の景観を守り育てる条例を定めている。この条例は、景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制その他の良好な景観の形成に関する施策の基本となる事項を定め、緑に映える美しい山並みを四方に配し雄大な清流をのぞむ優れた自然並びに歴史及び伝統のある固有の文化を礎とした、長野にふさわしい風格と魅力のある景観をつくり出すことを目的としている。

4) 土地利用基本計画

(1) 国土利用計画法

国土利用計画法第 9 条の規定に基づき計画された長野県土地利用基本計画による都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の指定状況は次に示すとおりである。

都市地域 対象事業実施区域周辺の都市地域は図 2-2-10(1)に示すとおりで、対象事業実施区域周辺 2km の範囲は都市地域に区分されている。

農業地域 対象事業実施区域周辺の農業地域は図 2-2-10(2)に示すとおりで、対象事業実施区域は農業地域から除外されている。

林業地域 対象事業実施区域周辺の森林地域は図 2-2-10(3)に示すとおりで、対象事業実施区域周辺 2km の範囲は森林地域の区分から除外されている。

(2) 都市計画法

都市計画法については、「2-2-3 土地利用状況」に記載のため、省略した。

5) 防災の関係

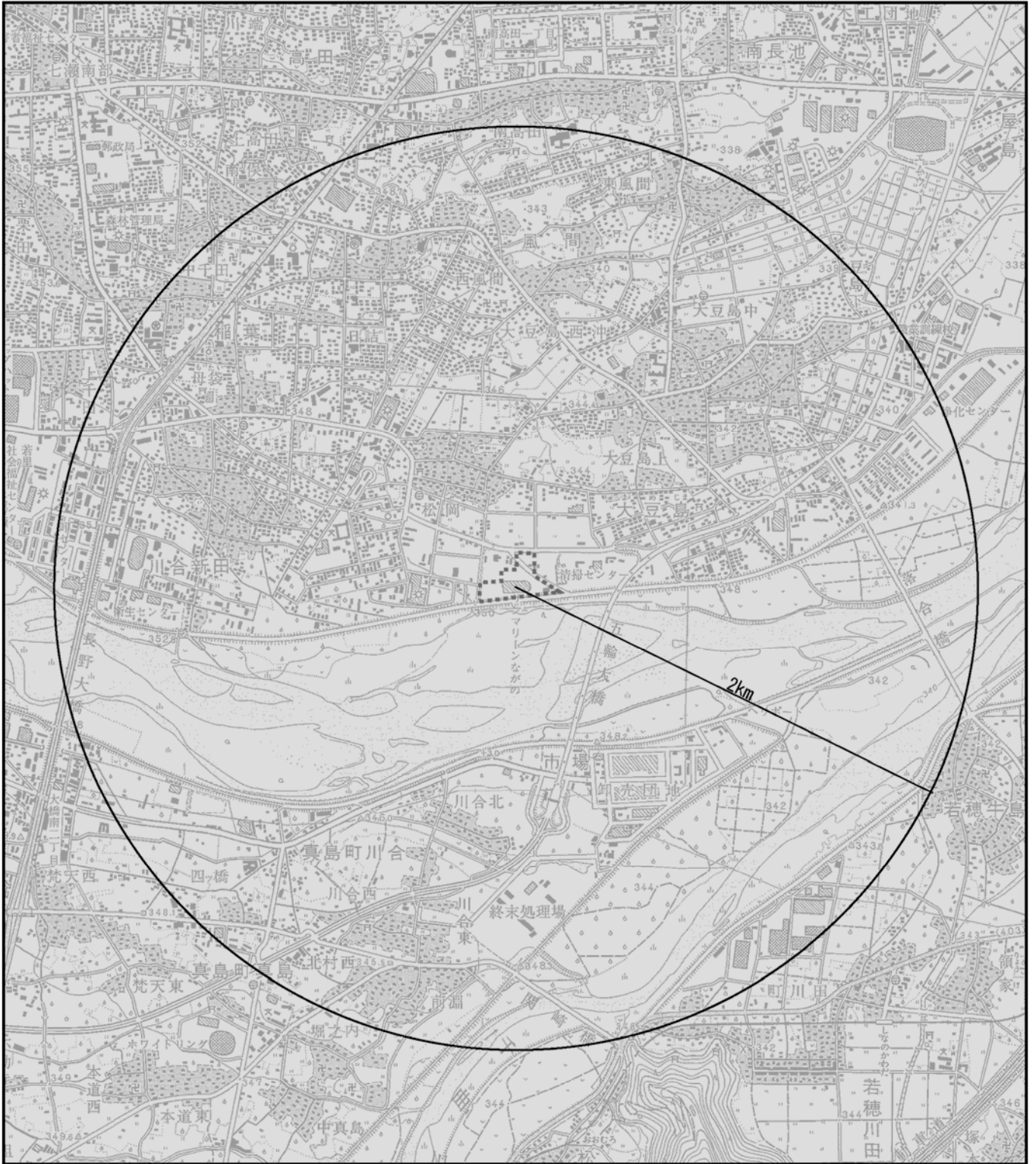
対象事業実施区域周辺 2km 圏内では、河川法に基づく犀川及び千曲川の河川区域の指定がある。なお、対象事業実施区域は河川区域に指定されていない。



砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律及び地すべり等防止法については、「2-3-3 地象の状況」に記載のため、省略した。

表 2-2-54 法令等に基づく主な地域・地区等の指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	
			対象事業実施区域	周辺 2km 圏内
公害防止	環境基本法 (公害防止計画)	公害防止計画	×	×
自然環境	自然公園法	国立公園、国定公園	×	×
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区、特別保護区、銃猟禁止区域、鉛散弾規制区域、休猟区	×	×
	森林法	地域森林計画対象民有林、保安林	×	×
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	×	×
	長野県立自然公園条例 長野県自然環境保全条例 長野市自然環境保全条例	県立自然公園 県自然環境保全地域、郷土環境保全地域、自然環境保全地域	×	×
景観	文化財保護法 長野県景観条例	重要文化的景観 景観育成重点地域	×	×
	長野市の景観を守り育てる条例	景観計画区域(長野市全域)	○	○
土地利用	国土利用計画法	都市地域	○	○
		農業地域	×	○
		森林地域	×	×
		自然公園地域	×	×
		自然保全地域	×	×
	都市計画法	都市計画区域	○	○
		風致地区	×	×
防災	河川法	河川区域	×	○
	砂防法	砂防指定地	×	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×

注：地域・区域等の指定がある場合に○、ない場合に×とした



凡 例	
	対象事業実施区域
	都市地域

出典: 国土数値情報 都市地域データ(平成18年度)

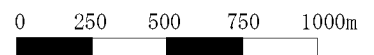
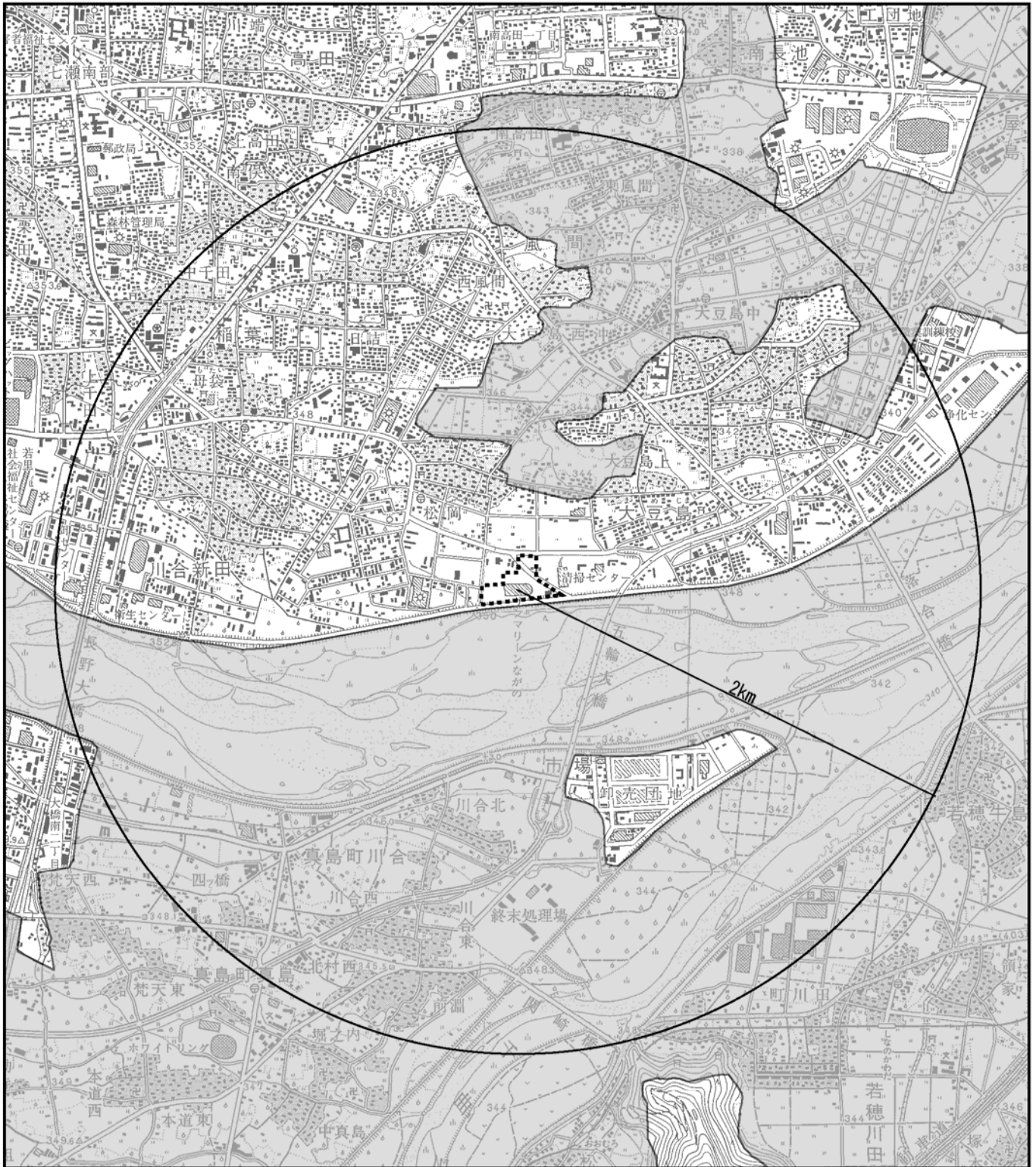




図2-2-10(1) 対象事業実施区域2km圏内の都市地域の地域指定状況

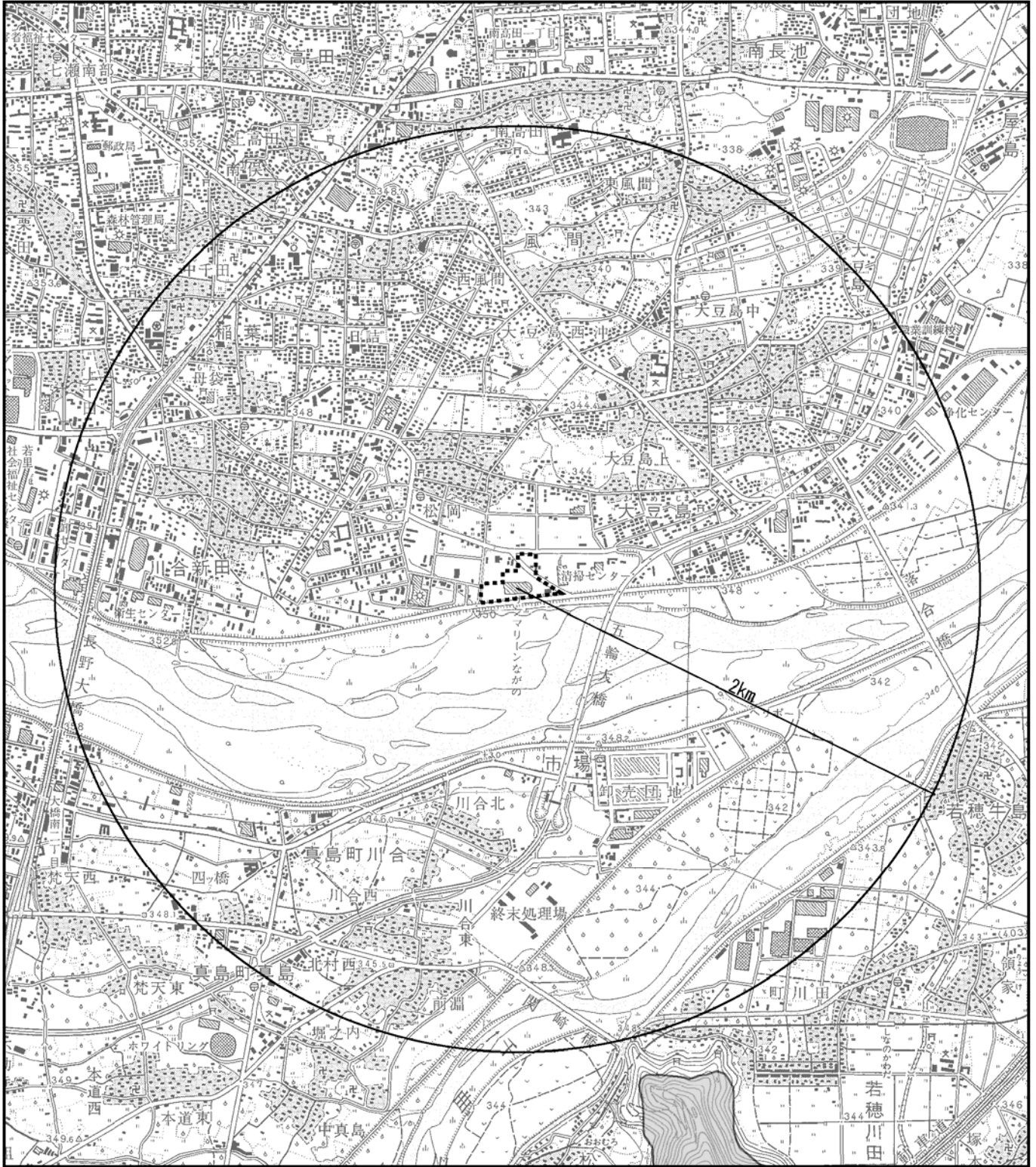




凡 例	
	対象事業実施区域
	農業地域

出典: 国土数値情報 農業地域データ(平成18年度)



図2-2-10(2) 対象事業実施区域2km圏内の農業地域の地域指定状況



凡 例	
	対象事業実施区域
	森林地域

出典: 国土数値情報 森林地域データ(平成18年度)

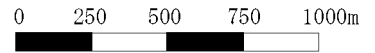


図2-2-10(3) 対象事業実施区域2km圏内の森林地域の地域指定状況

6) ごみ処理に関する主な施策等

長野県、長野広域連合及び各市町村の「総合計画」、「振興計画」及び「環境基本計画」におけるごみ処理に関する主な施策は、表 2-2-55 に示すとおりである。

表 2-2-55(1) 県・広域連合・各市町村の計画(その1)

自治体名	計画名 (計画期間)	ごみ処理に関するおもな施策
長野県	長野県廃棄物処理計画 (H23～27)	<p>◎基本目標 『もったいない』を大切にして、信州が誇るライフスタイルを！</p> <p>◎重点施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○徹底的に廃棄物の排出を抑制する 不要なレジ袋はもらわない、食べきれない料理は注文しない・作り過ぎない、不要物の分別を徹底する等、身近なところからできることを、自主的に各自が行うことを推進する。 ○環境に配慮した循環的利用を推進する 廃棄物等の発生を防止・抑制すること、再使用やリサイクルする場合もその手段も含めて検討すること、どうしても3Rができない場合は適正に処理することを踏まえて施策を展開する。 ○適正処理を推進し、不適正処理の早期解決に努める 様々な主体に対する啓発活動を幅広く実施するとともに、廃棄物処理法、廃棄物条例等の規定に基づく厳正・厳格な対応を速やかに図り、不適正処理を未然に防止し早期解決に努める。 <p>◎一般廃棄物の数値目標（H20年度実績を基準とするH27年度目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総排出量 722千t→620千t ・リサイクル量（リサイクル率） 177千t（24.6%）→186千t（30.0%） ・最終処分量（最終処分率） 73千t（10.0%）→56千t（9.0%）
長野県	長野県環境基本計画 (H20～24)	<p>◎廃棄物の発生抑制、再資源化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の発生抑制の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・製造段階からの廃棄物発生抑制対策 ・廃棄物の減量化、再使用、再利用（3R）の啓発 ○資源の循環利用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・各種リサイクル法の円滑な推進 ・信州リサイクル製品の認定と利用促進 ・地域内における廃棄物系バイオマス利活用の推進 ・効率的な回収システム等による資源化の推進 <p>◎廃棄物の適正処理の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の適正処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物適正処理への技術的援助 ・産業廃棄物の適正処理の推進 ・優良な産業廃棄物処理業者等の育成 ・環境美化活動の推進 ・不法投棄廃棄物による環境汚染対策 ○監視・指導体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者、処理業者への適正処理の指導 ・不法投棄防止のための監視体制の強化 ・不法投棄廃棄物の調査、撤去指導
長野広域連合	長野広域連合広域計画 (H23～27)	<p>○ごみの有料化や分別による資源化の取組により、前計画で設定した減量目標を達成したことから、今後も関係市町村の実情に合わせた取組により減少傾向を維持できるよう努める。また、施設の建設や維持管理にかかる経費の負担については、ごみ量割も考慮した負担割合を導入し、関係市町村の更なる減量の促進を図る。</p> <p>○長野地域に新たに設置する焼却施設と最終処分場については、基本方針に沿った施設を広域連合が建設し運営する。</p>

出典：長野広域連合提供資料

表 2-2-55(2) 県・広域連合・各市町村の計画(その2)

自治体名	計画名 (計画期間)	ごみ処理に関するおもな施策																																				
長野市	第四次長野市総合計画 (H19～28)	◎省資源・資源循環の促進 ・ごみの減量と再資源化の促進 ・ごみ収集体制の充実 ◎生活環境の保全 ・適正な廃棄物処理の推進																																				
	長野市環境基本計画 (H12～23)	◎廃棄物の発生抑制 ・ごみの実態把握及びごみの計画的な減量化 ・ごみとなるものをつくらない・売らない・買わないための取組 ・生ごみのより一層の減量化 ◎再資源化 ・資源回収の促進 ・再生利用促進のための取組 ◎廃棄物の適正処理 ・産業廃棄物等の適正処理 ・ごみ出しルールの徹底 ・ごみ処理施設等の計画的な整備																																				
	長野市一般廃棄物処理基本計画 (H23～28)	◎基本理念 ・持続可能な循環型環境都市“ながの”の創造 ◎基本方針 ・市民・事業者・市の協働による取組の推進 <発生抑制> ・分別の徹底と再資源化の促進 <再使用・再生利用> ・環境負荷に配慮した適正な廃棄物処理の推進 <適正処分> ・計画実現に向けた体制・仕組みづくり ◎成果指標 <table border="1" data-bbox="513 1055 1362 1518"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>説明</th> <th>基準年度 (H20)</th> <th>目標値 (H28)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">成果指標</td> <td rowspan="4">数値目標</td> <td>1 ごみの総排出量</td> <td>家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+集団回収量</td> <td>144,822 t</td> <td>129,140 t</td> </tr> <tr> <td>2 市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量</td> <td>家庭系ごみ排出量(集団回収を除く)/計画収集人口</td> <td>609g/人・日</td> <td>548g/人・日</td> </tr> <tr> <td>3 事業系ごみ排出量</td> <td>事業所から排出されるごみの総量</td> <td>43,583 t</td> <td>39,200 t</td> </tr> <tr> <td>4 リサイクル率</td> <td>(資源化量+集団回収量)/ごみ総排出量</td> <td>24.1%</td> <td>29.9%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">成果指標</td> <td rowspan="3">成果目標</td> <td>5 家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合</td> <td>家庭から排出される可燃ごみに含まれる生ごみの割合(重量比)(注1・2)</td> <td>58.8%</td> <td>50.0%</td> </tr> <tr> <td>6 家庭系可燃ごみ中の資源物の混入率</td> <td>家庭から排出される可燃ごみに含まれる再資源化可能な資源物の割合(重量比)(注2)</td> <td>20.5%</td> <td>17.4%</td> </tr> <tr> <td>7 ながのエコ・サークル認定件数</td> <td>ながのエコ・サークルの累積認定件数</td> <td>216 件</td> <td>262 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合は、家庭系可燃ごみ中、資源物及び不燃ごみを除いた内容物に占める生ごみの割合。 2 成果目標5及び6の基準年度の数値は、平成17年度から平成22年度までの6ヵ年の平均値。</p>	区分	項目	説明	基準年度 (H20)	目標値 (H28)	成果指標	数値目標	1 ごみの総排出量	家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+集団回収量	144,822 t	129,140 t	2 市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	家庭系ごみ排出量(集団回収を除く)/計画収集人口	609g/人・日	548g/人・日	3 事業系ごみ排出量	事業所から排出されるごみの総量	43,583 t	39,200 t	4 リサイクル率	(資源化量+集団回収量)/ごみ総排出量	24.1%	29.9%	成果指標	成果目標	5 家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合	家庭から排出される可燃ごみに含まれる生ごみの割合(重量比)(注1・2)	58.8%	50.0%	6 家庭系可燃ごみ中の資源物の混入率	家庭から排出される可燃ごみに含まれる再資源化可能な資源物の割合(重量比)(注2)	20.5%	17.4%	7 ながのエコ・サークル認定件数	ながのエコ・サークルの累積認定件数	216 件
区分	項目	説明	基準年度 (H20)	目標値 (H28)																																		
成果指標	数値目標	1 ごみの総排出量	家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+集団回収量	144,822 t	129,140 t																																	
		2 市民一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	家庭系ごみ排出量(集団回収を除く)/計画収集人口	609g/人・日	548g/人・日																																	
		3 事業系ごみ排出量	事業所から排出されるごみの総量	43,583 t	39,200 t																																	
		4 リサイクル率	(資源化量+集団回収量)/ごみ総排出量	24.1%	29.9%																																	
成果指標	成果目標	5 家庭系可燃ごみに占める生ごみの割合	家庭から排出される可燃ごみに含まれる生ごみの割合(重量比)(注1・2)	58.8%	50.0%																																	
		6 家庭系可燃ごみ中の資源物の混入率	家庭から排出される可燃ごみに含まれる再資源化可能な資源物の割合(重量比)(注2)	20.5%	17.4%																																	
		7 ながのエコ・サークル認定件数	ながのエコ・サークルの累積認定件数	216 件	262 件																																	

出典：長野広域連合提供資料

表 2-2-55(3) 県・広域連合・各市町村の計画(その3)

自治体名	計画名 (計画期間)	ごみ処理に関するおもな施策
須坂市	第五次須坂市総合計画 前期基本計画 (H23～27)	◎ごみの5Rの推進 ・生ごみの堆肥化の推進、資源化方策の検討 ・ごみの分別を徹底し、再資源化の促進 ・家庭ごみの有料制の継続、効果などの検証 ・各種団体等の集団資源回収や資源物の拠点回収の充実 ・須坂市を清潔で美しくする条例（「不法投棄防止のためポイ捨て条例」という。）の確実な実行とモラルの向上 ◎ごみの適正な処理 ・ごみ処理の広域化の推進、最終処分場の須高地区への設置 ・ごみ処理広域化が実現するまでの清掃センターの維持修繕 ・不燃ごみ処理方法の明確化
	須坂市環境基本計画 (H23～32)	◎ごみを減らし資源を大切にしよう 一般廃棄物 ①5Rの推進 ②生ごみの減量 ③廃棄物処理基本計画の見直し ④事業系ごみの分別徹底 ⑤ごみ（一般廃棄物）処理広域化の推進 産業廃棄物 ①産業廃棄物適正処理の推進 不法投棄 ①不法投棄の根絶
	須坂市ごみ処理基本計画 (H18～22) (H23～27 策定中)	◎基本理念 “ゼロエミッションへ挑戦するまち”づくりを通じて資源循環型社会を構築し、真に人間的で、豊かな市民生活を実現する。 ◎施策の基本方針 ・ごみの発生抑制に努め、使い終わったものを再利用または再資源化し、ごみの減量と資源の保全を図ります。 ・ごみの減量を行ってなお排出されるごみは適正な方法で処理し、中間処理施設での資源化をできるだけ行い、最終処分量の減量を図ります。 ・ポイ捨てを無くし、きれいで清潔なまちづくりを進め、不法投棄やポイ捨てをさせない環境づくりを目指します。 ・市民・事業者・市がお互いに支援、協力、連携し、それぞれの役割と責任を自覚し、循環型社会の実現に努めます。 ◎減量化・資源化の目標値（基準年度 H16 年度、目標年度 H22 年度） ・総排出量→6.3%削減 ・1日1人の量 867g→820g ・リサイクル率 27%→35% ・可燃ごみ H15 年度に対して 22%減の 9,825t
千曲市	千曲市まちづくり計画 (H15～25)	◎ごみ処理とリサイクルの推進 ・堆肥化施設の整備 ・ごみ減量化・再資源化事業の推進
	千曲市環境基本計画 (H18～27)	◎「もったいない」を大切にすくらし ・使い捨てではない地球にやさしい製品を選ぶ ・「ずく」を出してごみを出さない ・不法投棄、ポイ捨てをしない
	千曲市総合計画 (H19～28)	◎「もったいない」の心を大切にすくらし循環型社会をつくる ・使用済み商品の再使用、再生利用の促進を図り、ごみの減量化を進める ・ごみの分別収集の定着を図る ・不法投棄を「させない環境づくり」 ・災害時のごみ処理対策の確立

出典：長野広域連合提供資料

表 2-2-55(4) 県・広域連合・各市町村の計画(その4)

自治体名	計画名 (計画期間)	ごみ処理に関するおもな施策
千曲市	千曲市一般廃棄物処理基本計画 (H17～31)	<p>◎基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な循環型の都市 千曲市 <p>◎基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ発生量・排出量の削減 ・使用済み物品の再利用及び再生利用の促進 ・廃棄物の適正処理 ・不法投棄の防止 ・災害時における対策の確立 ・市民・事業者・市の協働 <p>◎数値目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減量化（家庭系ごみ） 家庭系ごみ排出原単位（集団回収量を含む）を平成 22 年度において平成 16 年度実績より 3%（1 人 1 日 20g）削減。また、資源化されるものを除く排出原単位を国の目標に合わせて平成 12 年度実績より 20%削減 ・減量化（事業系ごみ） 資源化されるものを除き、平成 22 年度において平成 16 年度実績より約 17%削減。本計画の目標年度である平成 31 年度には平成 16 年度実績より約 30%削減 ・資源化 平成 22 年度における生ごみ以外の資源化率を 25%とする。生ごみについては、平成 22 年度以降家庭から排出される生ごみの 80%回収をめざす。 ・最終処分量 平成 16 年度実績より平成 22 年度に 30%、平成 31 年度に 50%削減。
坂城町	坂城町第 5 次 長期総合計画 (H23～32)	<p>◎循環型社会をめざす環境衛生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化・再利用化、資源化 ・ごみの排出方法の徹底 ・生ごみの資源化の促進
	坂城町一般廃棄物処理基本計画 (H18～22) (H23～策定中)	<p>◎基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清潔で潤いのある生活環境の形成 <p>◎施策の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会に向けた意識の高揚 ・ごみ処理 ごみの減量化・再利用化・資源化 ごみの収集・運搬体制の整備 生ごみの堆肥化の促進
高山村	第 5 次高山村総合計画 (H22～31)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別意識の高揚 ・ごみの減量化と再資源化の推進 ・一般廃棄物収集所の改善整備 ・環境美化活動とごみの不法投棄の防止 ・広域的なごみ処理施設の建設促進 ・計画的なごみ処理対策
	高山村一般廃棄物処理基本計画 (H23～27)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物減量化の目標 ・一般廃棄物減量化のための具体的な方策等 住民の取組み 事業者の取組み 村の取組み ・一般廃棄物減量化及びリサイクル推進に対する村の具体的な取組施策 ・産業廃棄物の受入の可否 ・不法投棄、不適正処理対策 ・廃棄物処理に関する情報公開・情報提供

出典：長野広域連合提供資料

表 2-2-55(5) 県・広域連合・各市町村の計画(その5)

自治体名	計画名 (計画期間)	ごみ処理に関するおもな施策
信濃町	信濃町第5次長期振興計画 (H22～31)	<ul style="list-style-type: none"> ◎循環型社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量と再資源化の啓発、ごみ集積所の整備と収集体制の充実 ◎適正な廃棄物処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの適正処理と再資源化の推進、ごみの適正処理方法の周知徹底 ・不法投棄の防止 ◎ごみ処理施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・北部衛生施設組合の焼却施設の延命化と計画的な整備 ・長野広域連合による焼却施設及び最終処分場の建設 ・新たな不燃物最終処分場の検討 ◎し尿の処理対策の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・減少するし尿の効率的な収集・処理 ◎マイバッグの促進
	信濃町環境基本計画 (H17～26)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ごみを減らして適正に処理する <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化の推進 ・ごみの資源化の推進 ・ごみの適正処理の推進 ・ポイ捨て、不法投棄対策の推進 ・産業廃棄物の適正処理の指導
	信濃町一般廃棄物処理基本計画 (H15～25)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ごみの排出抑制のための方策 <ul style="list-style-type: none"> ○町における方策 <ul style="list-style-type: none"> ・教育、啓発活動の充実 ・手数料の徴収 ・多量の一般廃棄物排出者に対する減量化の徹底 ・飲食容器、包装廃棄物等の排出抑制 ・庁用品、公共関与事業における再生品の使用促進 ○住民における方策 <ul style="list-style-type: none"> ・住民団体による回収の促進等 ・厨芥のコンポスト化 ・過剰包装の自粛 ・再生品の使用推進、使い捨て品の使用抑制 ○事業者における方策 <ul style="list-style-type: none"> ・発生源における排出抑制 ・過剰包装の抑制 ・流通包装廃棄物の抑制 ・使い捨て容器の使用抑制と製造・流通事業者による自主回収・資源化の推進 ・再生品の使用促進等
小川村	第5次小川村振興計画 (H21～30)	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（「容器包装リサイクル法」という。）に基づく分別収集の徹底 ・助成措置の充実によるリサイクル活動の支援、ごみの減量化 ・可燃ごみ処理、不燃物の最終処分場の広域化の検討 ・その他適切な処理体制の整備を図る ・生ごみ処理機器の普及、堆肥化の推進
飯綱町	第1次飯綱町総合計画 (H19～28)	<ul style="list-style-type: none"> ◎町民及び事業所と協力し、ごみの減量、再資源化の推進を図る <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化・再資源化意識の啓発と情報提供 ・ごみの効率的な収集・運搬方法の確立と、多様なごみの適正処理 ・ごみの排出抑制を目的とした、可燃ごみ有料化についての検討
	飯綱町環境基本計画 (H20～29)	<ul style="list-style-type: none"> ◎廃棄物の発生の抑制を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築する <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ問題に対する住民意識の高揚(地域の役員、衛生組合長との連携) ・ごみの分別の徹底による再資源化の推進 ・過剰包装の廃止、買い物袋持参、中古品を再利用するしくみの検討など、ごみの排出抑制
	飯綱町一般廃棄物処理基本計画 (H22～31)	<ul style="list-style-type: none"> ◎循環型社会を構築するために、ごみの排出抑制・再使用・再資源化（3R運動）を進めるとともに、廃棄物の効率的な収集運搬と適正処理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制と適正処理の推進 ・廃棄物の再利用とリサイクル活動の推進

出典：長野広域連合提供資料